

男女共同参画社会をめざす はちのへプラン 2006

—八戸市男女共同参画基本計画—

八戸市

はちのへ男女共同参画都市宣言

あなたはあなたらしくていい わたしもわたしらしくていい

お互いを思いやり お互いを認め合い お互いを高めあい

男だから女だからにとらわれず

自分らしく生きていきたい

一人ひとりが生き生きと暮らせるまちを

ともに築くため

八戸市は

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 13 年 10 月 31 日

八戸市

目次

第1章	基本的な考え方	1
1.1	策定の趣旨	2
1.1.1	八戸市男女共同参画基本計画	2
1.1.2	八戸市男女共同参画基本計画の性格	2
1.1.3	計画の期間	3
1.2	策定の背景	4
1.2.1	世界の動き	4
1.2.2	国の動き	6
1.2.3	県の動き	9
1.2.4	市の動き	11
1.3	計画の基本方向	13
1.3.1	現状	13
第2章	施策の体系	23
2.1	施策の体系	24
第3章	施策の基本方向	27
3.1	あらゆる分野において男女が共同して参画できる機会の確保	28
3.1.1	政策・方針決定過程における参画の多様化の促進	28
3.1.2	男女平等のための意識啓発の推進	29
3.1.3	さまざまな分野へチャレンジする意欲の促進への支援	30
3.1.4	男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しに関する情報収集・検討	30
3.2	性別による不合理な格差のない職業生活の確保	32
3.2.1	労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保	32
3.2.2	多様な職業ニーズを踏まえた就業環境の整備	33
3.2.3	仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備	34
3.3	家庭生活・地域社会で男女が協力し合う環境整備	36

3.3.1	家庭における男女間の協力促進	36
3.3.2	子育て支援策の充実	37
3.3.3	高齢者・障害者・外国人が安心して暮らせる条件の整備	38
3.3.4	地域活動及びボランティア活動の推進	39
3.4	個人として重んぜられるべき人格の尊重	40
3.4.1	男女間での暴力的行為を根絶するための基盤づくり	40
3.4.2	男女がともに生涯を通じて営む健康づくりの促進	41
3.4.3	男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援	42
第4章	計画の推進	45
4.1	計画を推進するための体制の整備・強化	46
第5章	資料編	49
5.1	八戸市男女共同参画基本条例	50
5.2	八戸市男女共同参画審議会規則	55
5.3	八戸市男女共同参画推進会議設置要綱	57
5.4	八戸市男女共同参画推進庁内委員会設置要綱	59
5.5	男女共同参画社会基本法	61
5.6	青森県男女共同参画推進条例	69
5.7	男女共同参画の推進に関する年表	73
5.8	用語集	74

本文中右肩に†がついた言葉は、第5章 資料編の5.8 用語集に取り上げましたので、参照してご覧ください。

第1章

基本的な考え方

1.1 策定の趣旨

1.1.1 八戸市男女共同参画基本計画

平成13年9月27日、八戸市男女共同参画基本条例[†]（八戸市条例第37号）の公布・施行並びに同年10月31日に実施した男女共同参画都市宣言[†]により、八戸市は男女共同参画社会[†]を目指すことを掲げました。また、これに先立つこと5年前から、八戸市は男女平等の実現に焦点を当てた「男女共同参画社会をめざす はちのへプラン[†]」を策定し、男女共同参画社会[†]の構築を進めてまいりました。

このはちのへプラン[†]も5年間の延長を含め、策定してから10年経過しましたが、この間、国の男女共同参画社会基本法[†]の公布・施行（平成11年）や男女共同参画基本計画の策定（平成12年）並びに改定（平成17年）などがあり、地方公共団体に求められる施策の方向性や枠組みが明らかになりました。また、今年度がはちのへプラン[†]の目標年度に当たることから、このたび、本市のさらなる男女共同参画の推進に向けて、基本計画を全面的に見直した上で改定することとしました。

この基本計画においては、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることのできる男女共同参画社会[†]の構築を根底に置きました。そして、先人たちの不断の努力と情熱によって着実に発展してきたこの八戸市が、大きく変化しつつある社会経済情勢に応じながら、さらに豊かで活力ある都市として発展しつづけるための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、国の男女共同参画基本法が求める「区域における男女共同参画社会[†]の形成の促進に関する施策についての基本的計画」となるよう心がけました。

何より大切なことは、我が国における21世紀の最重要課題である男女共同参画社会[†]の実現に向けて、本市条例の基本理念にのっとり、市民の皆さんの理解を得ながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することによって、市民が等しく生き生きと暮らせる八戸市を築くことであり、そのための具体的な方策として、この八戸市男女共同参画基本計画をもとに、種々の施策を実施していくこととします。

1.1.2 八戸市男女共同参画基本計画の性格

- (1) この計画は、八戸市男女共同参画基本条例[†]第7条に定める、男女共同の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を定めたものです。
- (2) 「八戸市総合計画[†]」に基づくものであり、かつ関連する市の様々な個別プランとの整合性が図られています。

1.1.3 計画の期間

この計画の期間は、平成 18 年度から平成 23 年までの 6 年間とします。さらに、この期間を前半（平成 18 年から 20 年まで）と後半（21 年から 23 年まで）に分け、その前半の終わる年度に総合的見地から検討・見直しを図り、必要な修正を加えます。

ただし、国や県及び社会情勢の変化や市の計画等に大きな変更があった場合、あるいはこの計画の推進状況によっては、その途中においても状況に応じた見直しを実施し、男女共同参画の効果的な推進を図ることとします。

1.2 策定の背景

1.2.1 世界の動き

国際婦人年[†]

国際連合（以下「国連」と記す。）では、国連憲章、世界人権宣言などが採択され、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げられました。昭和 21（1946）年には、国連に婦人の地位委員会が設置され、法律及び事実上の男女平等の達成を目指すこととされました。しかし、依然として女性の力が十分に活用されていない状況から、国連において女性の地位向上のために昭和 50（1975）年を国際婦人年[†]とし、目標達成のために世界的規模で行動にうつすことが決定されました。

女子差別撤廃条約[†]

昭和 55（1980）年、デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の 10 年中間年世界会議」では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の署名式が行われました。

この条約では、政治的、経済的、社会的、文化的その他あらゆる分野で男女平等を達成するために必要な措置を定められています。さらに固定的性別役割分担意識や女性に対する偏見を解消するための施策など、国が講じるべき手立てを具体的に規定されています。

婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略[†]

昭和 60（1985）年に、「国連婦人の 10 年最終年世界会議」がケニアのナイロビで開かれ、「国連婦人の 10 年」の取り組みに対する評価と見直しが行われました。この会議では「国連婦人の 10 年」の目標である「平等・開発・平和」の継続とともに、それに対する具体的・多角的戦略が求められ、「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」が採択されました。

第 4 回世界女性会議

平成 7（1995）年に「第 4 回世界女性会議」が中国の北京においてアジアで初めて開催され、女性問題の解決に向けて国際的な指針となる「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は女性のエンパワーメントに関する予定表であるとされており、12 の重大問題領域を定め、戦略目標と各国がとるべき行動を示されました。

国連特別総会「女性 2000 年会議」

平成 12 (2000) 年に、アメリカのニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、2005 年までに女性に差別的な条項撤廃のための法律の見直しをすることが盛り込まれました。

1.2.2 国の動き

「婦人問題企画推進本部[†]」設置と「国内行動計画[†]」の策定

国内では、国連をはじめとした女性問題に関する世界的な取り組みに呼応して、政府や民間団体において活発な活動を展開されてきました。「国際婦人年世界会議」の開催を受けて、「婦人問題企画推進本部[†]」が総理府内に設置されました。昭和52年(1977)には「国内行動計画[†]」が策定され、向こう10年間の女性問題解決についての目標を明らかにされました。

女子差別撤廃条約[†]の批准

昭和56(1981)年に、「国内行動計画後半期重点目標」が決定され、「女子差別撤廃条約[†]」を批准するための諸条件の整備が最重点課題として掲げられました。

また、男女雇用機会均等法をはじめとする法制面の整備が進められるとともに、家庭科教育のあり方も検討され、昭和60(1985)年には日本は72番目の批准国となりました。

新国内行動計画[†]の策定

昭和62年(1987)に、ナイロビ将来戦略[†]を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画[†]」が策定され、21世紀における社会の安定と発展の実現に向けて、男女を問わず多様な価値観に基づいて個人が自己の人生を主体的に選択するとともに、男女がその能力を十分に発揮して、社会の発展を支えていく新たな社会システムが不可欠であるとされ、「男女共同参加型社会システムの形成」を目指すこととなりました。

さらに平成3年(1991)には、新国内行動計画[†]の第一次改定が行われ、総合目標の「共同参加」を、企画の段階からの関与が必要として「共同参画」に改められ、「男女共同参画型社会」の形成を目指すこととされました。

国際的にもナイロビ将来戦略[†]の実施ペースを速めることが求められ、政治・経済・文化など社会のあらゆる分野で情報化、地球規模化の進展が見られ、20世紀最後の10年に日本の女性問題への取り組みは更に積極的に推進されることとなりました。

男女共同参画推進本部[†]の設置

平成6(1994)年に、婦人問題企画推進本部[†]の任務を発展させ、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部[†]」(本部長：内閣総理大臣)及び総理府大臣官房に「男女共同参画室」を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として、「男女共同参画審議会[†]」を設置して、国の推進体制が拡充、強化されました。

男女共同参画 2000 年プラン[†]の策定

平成 7 (1995) 年に第 4 回世界女性会議で採択された行動綱領や平成 8 (1996) 年に男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、同年新たな国内行動計画「男女共同参画 2000 年プラン[†]」が策定され、政府が男女共同参画社会[†]の実現に向けて取り組むべき施策を総合的・体系的に整備されました。

法律に基づく審議会の設置

平成 9 (1997) 年に、それまでの政令に基づく男女共同参画審議会[†]に代わり、男女共同参画審議会設置法に基づいて、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会[†]の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議する男女共同参画審議会[†]が設置され、推進体制が整備されました。

男女共同参画社会基本法[†]の施行

平成 10 (1998) 年に政府は、男女を問わず、個人がその能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会[†]の実現に関して基本的な方針・理念を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした男女共同参画社会構築のための法律の検討が行われ、平成 11 (1999) 年通常国会に法案が提出されて、同年 5 月参議院、6 月衆議院で可決・成立し、施行されました。

男女共同参画基本計画[†]の策定

平成 11 (1999) 年内閣総理大臣から男女共同参画審議会[†]に対して、男女共同参画基本計画[†]を策定する基本的な考え方について諮問がなされ、翌 12 年男女共同参画基本計画[†]策定に当たっての基本的な考え方が答申されました。政府では、この答申を受けて、男女共同参画 2000 年プラン[†]の進捗状況を勘案し、同年男女共同参画基本計画[†]が策定されました。本計画は、男女共同参画社会基本法[†]に基づく男女共同参画にかかる初めての法定計画となりました。

中央省庁等改革における国内推進体制の整備・機能強化

平成 13 (2001) 年に中央省庁等に改革において、新たに設置された内閣府に基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う男女共同参画会議及び内部部局として男女共同参画局[†]が設置されるなど、男女共同参画に向けた推進体制が格段に充実・強化されました。

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律[†]の施行

平成13(2001)年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律[†]が成立、平成14(2002)年から完全施行されました。この法律は、配偶者間の暴力行為について、被害者の救済が十分でなかったこと、また被害者の多くは経済的自立が困難である女性に対して加えられるもので、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げにもなっていることから、こうした暴力行為の防止と被害者の保護を図るために制定されました。

施行3年後の平成16(2004)年に見直され、同年加害者並びに保護対象者の範囲と保護内容等が改正されました。

女性のチャレンジ支援[†]策の推進

平成14(2002)年に内閣総理大臣の指示により、暮らしの構造改革の一環として、様々な分野における女性のチャレンジ支援[†]について調査が行われ、平成15(2003)年に男女共同参画会議がその結果を内閣総理大臣並びに関係各大臣に対する意見をまとめ、男女共同参画推進本部[†]で支援策が決定されました。

その内容は、指導的地位に女性が占める割合を30%程度となるように政府が積極的に取り組むとともに、民間においてもそれぞれの目標値と達成期限を定めて取り組むことを奨励する積極的改善措置を講ずること、また身近なチャレンジ支援として、チャレンジネットワークの形成とチャレンジモデルの提示に取り組むこととされました。

1.2.3 県の動き

女性・男女共同参画行政専管課と男女共同参画センターの設置

昭和 52 (1977) 年に女性行政担当窓口は生活福祉部児童家庭課とされ、女性に関する施策の調整を図られました。

昭和 55 (1980) 年に女性行政の総合調整を図るために企画部に青少年婦人室が設置され、翌 56 (1981) 年同室を企画部から生活福祉部に移管されました。平成 5 (1993) 年に青少年女性課に改組され、平成 8 (1996) 年には女性に関する行政を専門に扱う女性政策課が新設されました。平成 9 (1997) 年には組織再編に伴い、生活福祉部から環境生活部に移管され、平成 12 (2000) 年に男女共同参画課に名称が変更されました。

平成 13 (2001) 年には、青森県男女共同参画センターが設置されました。

平成 14 (2002) 年に男女共同参画課が青少年・男女共同参画課に改組されました。

庁内の推進体制の強化

昭和 55 (1980) 年に女性問題に関する各分野における施策の総合的推進を図るために、女性行政関係課で構成する青森県婦人問題行政連絡会議が設置されました。平成 8 (1996) 年には同会議が青森県女性行政推進連絡会議に改称されました。そして平成 12 (2000) 年には青森県男女共同参画推進連絡会議と改称されました。

男女共同参画審議会の設置

昭和 54 (1979) 年青森県婦人行動計画を策定するための機関として県内各界各層の有識者からなる青森県婦人問題対策推進委員会が設置されました。平成 8 (1996) 年に同委員会を青森県女性政策懇話会[†]と改称されました。平成 13 (2001) 年に青森県男女共同参画推進条例に規定された青森県男女共同参画審議会が新たに設置されました。

青森県婦人行動計画の策定

昭和 55 (1980) 年に青森県婦人行動計画が策定され、青森県における女性に関する施策の基本方向を明らかになり、昭和 56 (1981) 年に、婦人行動計画の具体的施策を進めるための青森県婦人行動計画推進計画が策定されました。昭和 61 (1986) 年に、青森県婦人問題対策推進委員会から青森県婦人行動計画の計画期間終了後も、引き続き計画目標達成のための女性行政の推進が図られるよう、青森県の婦人対策に関する提言が県に提出されました。

新青森県婦人行動計画の策定

昭和 55 (1980) 年に策定した青森県婦人行動計画の基本的な考え方を継承しながら、青森県婦人問題対策推進委員会から提出された提言及び新国内行動計画[†]の趣旨を踏まえて、高齢化の急速な進行、技術革新、情報化、国際化の進展などの社会変化に対応するため、平成元 (1989) 年に新青森県婦人行動計画が策定されました。

あおり男女共同参画プラン 21 の策定

平成 8 (1996) 年に、国が新しい行動計画男女共同参画 2000 年プラン[†]が策定し、平成 11 (1999) 年男女共同参画基本法を公布・施行されたこと、また平成 9 (1997) 年新青森長期総合プランが策定され、その中で男女共同参画社会推進構想が戦略プロジェクトとして掲げられたことに伴ない、これらとの整合性を図ため、あおり男女共同参画プラン 21 が策定されました。

青森県男女共同参画推進条例の制定

平成 13 (2001) 年男女共同参画社会基本法[†]の趣旨を踏まえ、青森県の男女共同参画の一層の推進を図るため、青森県男女共同参画推進条例が制定されました。

1.2.4 市の動き

女性行政担当部署の設置

平成 3 (1991) 年に教育委員会内に婦人青少年課を設置し、女性に関する施策の総合的な企画・推進を図りました。

平成 6 (1994) 年に女性青少年課に改称しました。

平成 11 (1999) 年には、担当部署を企画部企画調整課に移し、新たに男女共同参画室を設け、男女共同参画について総合的な企画・推進に努めることとしました。

平成 14 (2002) 年担当部署を生活環境部生活・交通安全課の男女共同参画班とし、市民との協働で具体的な事業の展開を図ることとしました。

平成 15 (2003) 年には、機構改革に伴い、市民生活部市民連携課を新設し、より一層市民とともに事業を進めることとしました。

庁内の推進体制の整備

平成 4 (1992) 年に八戸市女性行政連絡協議会[†]を設置し、庁内の女性施策の推進体制の整備を図ってきました。

この協議会は、平成 12 (2000) 年には、八戸市男女共同参画推進会議[†]と改称し、現在も男女共同参画の推進施策を検討する機関として重要な機能を有しています。

また、平成 11 (1999) 年に庁内の男女共同参画を進めるため、八戸市男女共同参画推進庁内委員会[†]を設置し、庁内において意識啓発や環境の整備について調査・検討を進め、平成 13 年 (2001) と平成 16 年 (2004) に市長に提言書を提出しました。

市民の意識調査

平成 4 (1992) 年に八戸市婦人の生活に関する意識調査[†]を実施し、男女平等に関する市民の意識の実態の把握に努めました。

また、平成 14 年には八戸市民の男女共同参画に関する意識調査[†]を実施し、男女共同参画を具体的に推進するためのデータの収集を図りました。

市民の意見を反映

市民の意見を女性施策に反映させるため、八戸市女性懇談会[†]を設置し、行動計画などを調査・審議してきました。

平成 10 (1998) 年に八戸市女性懇談会[†]を改組し、八戸市男女共同参画社会推進懇話会[†]を設置して、はちのへプラン[†]の推進や男女共同参画社会[†]についての総合的な問題について調査・審議してきました。

平成 13 (2001) 年には同懇話会を廃止し、条例に基づく八戸市男女共同参画審議会[†]を

設置しました。

計画等の策定

平成7(1995)年に男女共同参画社会[†]の実現のための指針とする行動計画策定のため、市民と行政からなる八戸市女性行動計画策定会議[†]を組織し、平成8(1996)年に男女共同参画社会をめざすはちのへプラン[†]を策定しました。翌9(1997)年にプランを具体的に進めるためのはちのへプラン[†]実施計画を策定し、その推進に努めてきました。

平成13(2001)年には、はちのへプラン[†]の目標年度を迎えましたが、未達成の部分も多く、内容的にも男女共同参画社会基本法[†]の意図に沿っていることから、さらに5年の期間延長を決めました。

都市宣言・条例の制定

平成13年(2001)に市議会において男女共同参画都市宣言に関する決議[†]を全会一致で採択し、同年男女共同参画都市宣言事業[†]を実施しました。

併行して八戸市男女共同参画基本条例[†]を公布・施行しました。

1.3 計画の基本方向

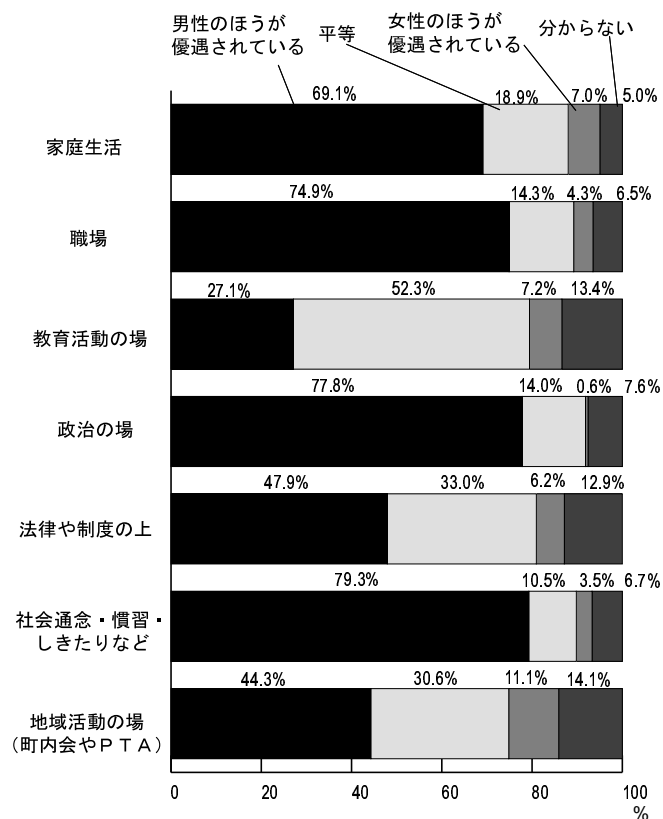
1.3.1 現状

平成14年に実施した「八戸市民の男女共同参画に関する意識調査[†]」の結果などから、八戸市の現状を把握することができました。以下にその調査結果について内容を書きました。

男女共同参画に関する意識

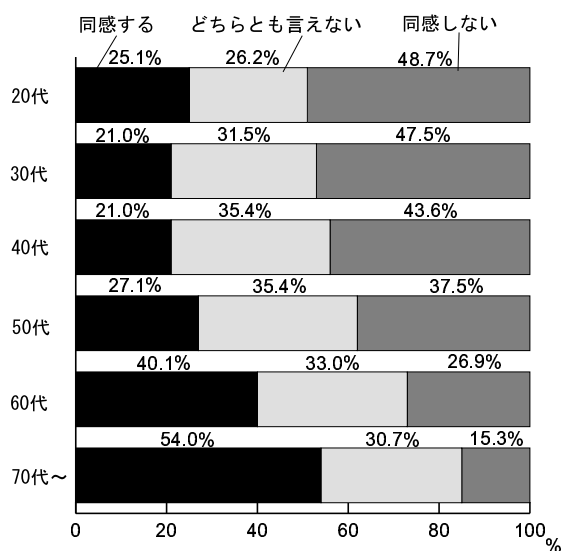
家庭生活、職場、教育活動の場、政治の場、法律や制度、社会通念・慣習・しきたりなど、地域活動の場の7つの分野において一般的に男女平等となっているかどうかを尋ねたところ、半分以上が平等だと答えたのは、教育活動の場だけでした。逆に、社会通念・慣習・しきたりなどで平等だと答えたのは10.5%、政治の場では14.0%、職場では14.3%と15%に達しませんでした。

男女平等を達成するために国や地方公共団体は法令や制度を整備してきましたが、実態としてはまだまだ不平等感があることが分かります。



あなたは、次の分野で男女は一般的に平等になっていると思いますか

図 1.1 各場における男女平等意識 (平成14年度八戸市民の男女共同参画に関する意識調査)



あなたは「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。

図 1.2 年代別固定的役割分担意識 (平成 14 年度八戸市民の男女共同参画に関する意識調査)

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか尋ねたところ、「同意する」「どちらかといえば同意する」と答えた人は 29.5%、「同意しない」「どちらかといえば同意しない」と答えた人が 37.0% となりました。

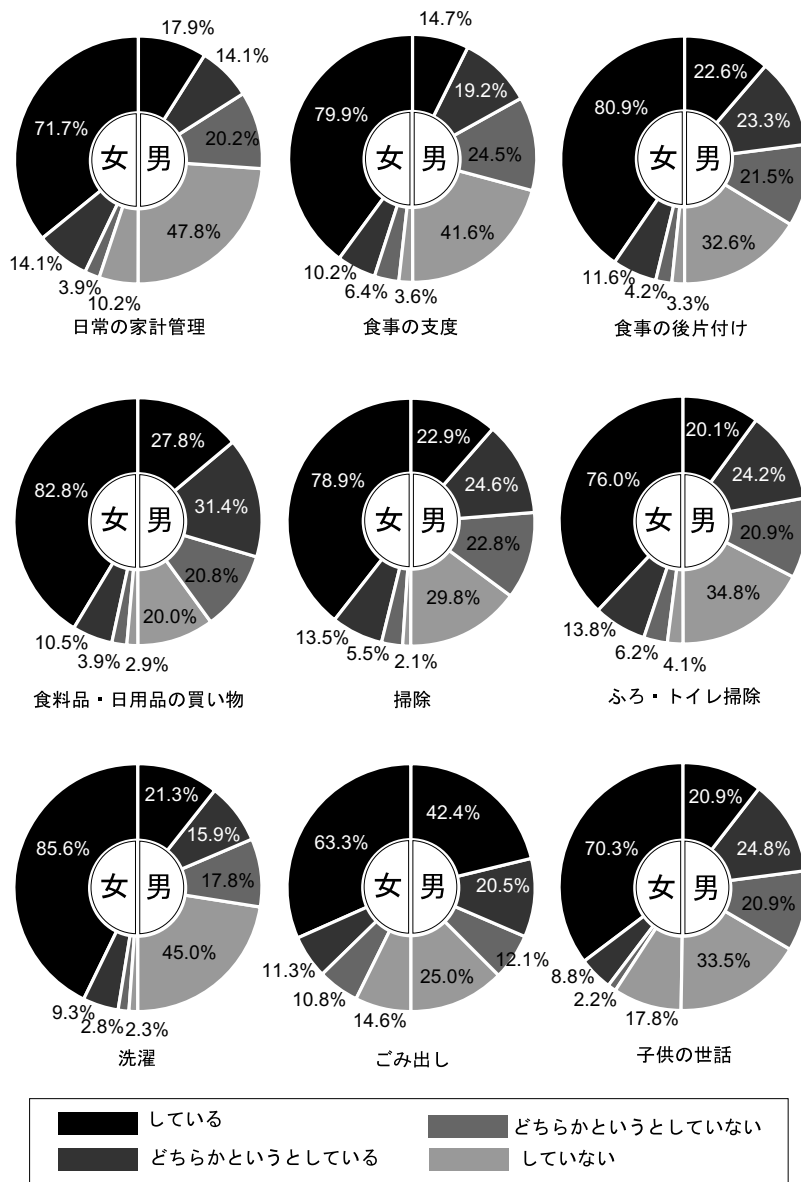
これを年代別で調べると、20代から40代まででは同意する人は20%台で、同意しない人は40%を超えますが、50代では同意する人が27.1%、同意しない人が37.5%になり、60代では同意する人が40.2%、同意しない人が26.9%、70代以上では同意する人が54.0%、同意しない人は15.3%となり、年代が高まるほど、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意する傾向が見られます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方についての設問項目は、国の世論調査にもあり、性別に基づく固定的役割分担意識を問うときに尋ねることが多い設問ですが、八戸市民では総じて同意しない人の方が多くなっていますが、60代以上の人たちではこの考え方に同意する割合が多くなっています。

共同参画の状況

家庭生活において男女平等であると答えた人は18.9%にとどまりました。

また、家事参加の状況についての回答では、ほとんどの家事は女性がしていると答え、男性はあまり家事をしていないことが分かりました。



あなたは家事をどの程度していますか

図 1.3 男女別家事分担 (平成 14 年度八戸市民の男女共同参画に関する意識調査[†])

ボランティア活動・各種サークル・各種団体などの社会活動への参加状況については、活動に参加している人、以前は参加していたが今は参加していない人、今後参加したい人の合計は65.1%となり、参加意欲は総じて高いのですが、「時間がない」「仕事で精一杯」という回答も少なくなく、社会活動への参加促進には、情報提供もさることながら、仕事や家事と社会参加の両立を支援する体制の整備を図ることを望む声が多くありました。

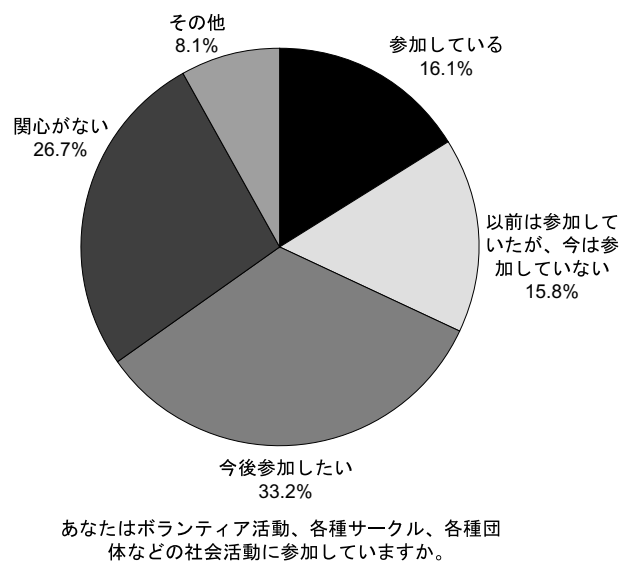


図 1.4 地域活動への参加意識 (平成 14 年度八戸市民の男女共同参画に関する意識調査)

雇用環境の状況

平成7年度から平成12年度にかけての労働力状態については、国勢調査によると労働力総数は126,522人から125,063人に減少し、減少率は1.15%となりました。しかし、女性の労働力総数は、平成7年には5万1892人でしたが、平成12年には5万2296人と0.78%に増加しました。特に就業者のうち「家事のほか仕事」と答えた人は13,503人から11,684人に減少したのに対して「主に仕事」と答えた人は34,768人から36,613人に増加しました。(平成7年・12年国勢調査)

このように、主に仕事をする女性が増えたことから、女性の就業意欲は高まっているものと考えられます。

表 1.1 労働力状態・男女別 15歳以上人口(平成7年・12年国勢調査)

(単位：人)

労働力状態	7年			12年		
	男	女	計	男	女	計
労働力総数	74,630	51,892	126,522	72,767	52,296	125,063
就業者数	69,891	49,154	119,045	68,056	49,259	117,315
主に仕事	68,457	34,768	103,225	66,041	36,613	102,654
家事のほか仕事	389	13,503	13,892	696	11,684	12,380
通学のかたわら仕事	425	283	708	384	226	610
仕事を休んでいた	620	600	1,220	935	736	1,671
完全失業者	4,739	2,738	7,477	4,711	3,037	7,748
非労働力	20,004	51,729	71,733	22,919	52,759	75,678
不詳	77	73	150	934	640	1,574

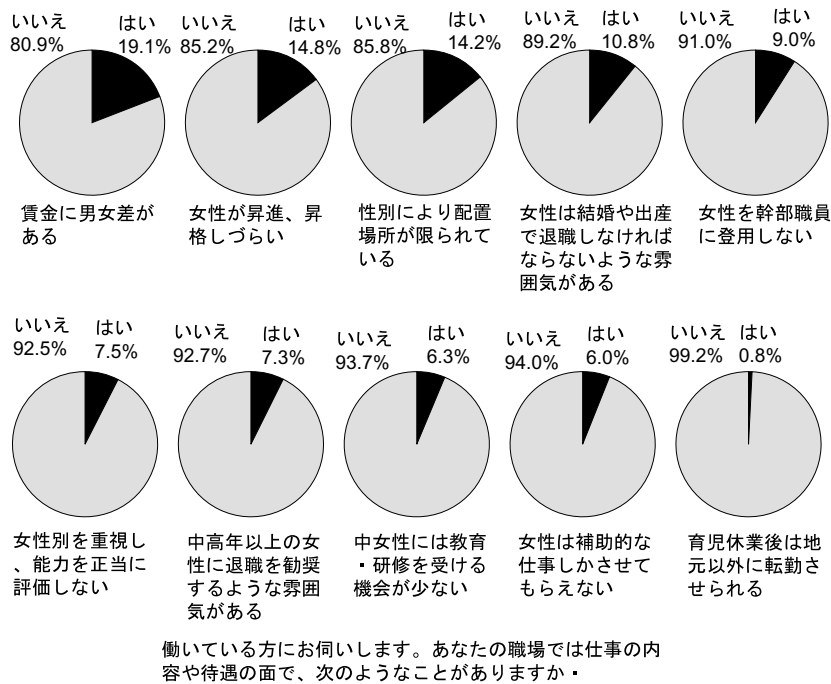
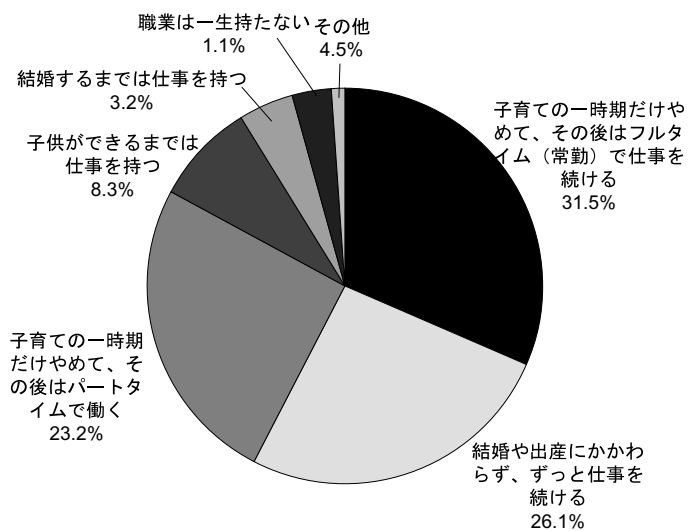


図 1.5 職場における女性に対する待遇の状況（平成 14 年度八戸市民の男女共同参画に関する意識調査）

しかし実際に就職すると、仕事の面や待遇の面で男女が平等ではないと感じることが少なくないようです。賃金に男女差があると感じる人は 19.1%、性別により配置場所が限られていると感じている人は 14.2%、女性は結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気があると感じている人は 10.8% であり、少なからず男女間に格差があると感じている人がいます。

実際に賃金を調べてみると、平成 13 年度では平均給与額は、男性が 30 万 5078 円に対して、女性は 16 万 8450 円にとどまっており、違いが認められます。（毎月勤労統計調査地方調査「産業及び性別全常用労働者の 1 人平均月間現金給与額」）

女性の働き方で、望ましい働き方について尋ねたところ、子育ての一時期やめてその後フルタイムで仕事を続けるが32.1%、子育ての一時期やめてその後パートタイムで働くが23.2%で合計55.3%となりました。

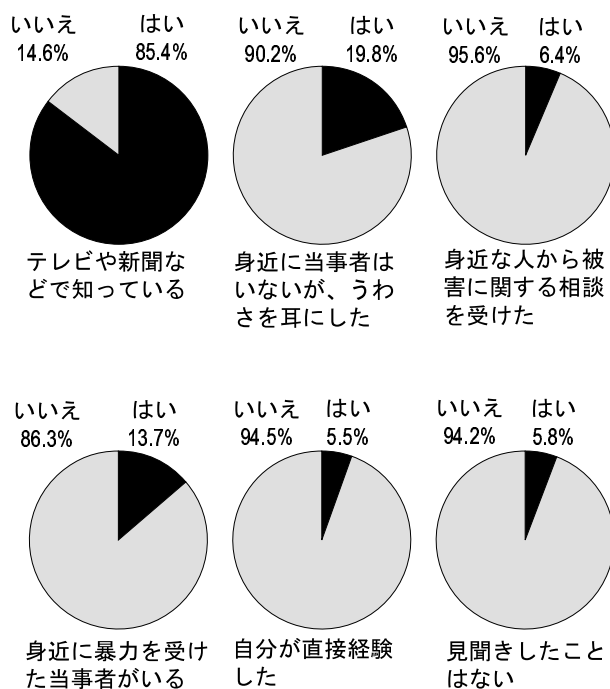


女性の働き方について伺います。未婚の人は結婚したと仮定してお答えください。

図 1.6 女性が考える理想の女性の働き方（平成 14 年度八戸市民の男女共同参画に関する意識調査）

配偶者間暴力[†]の状況

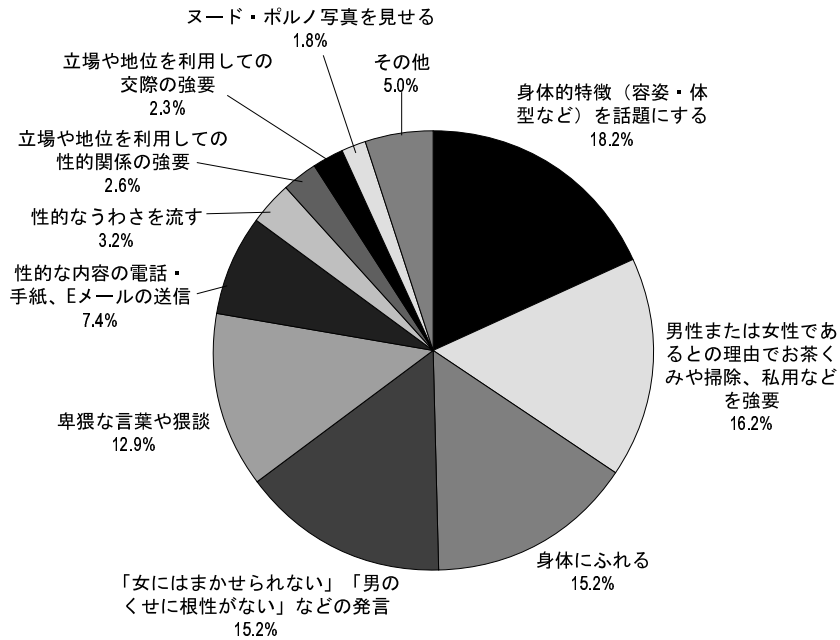
夫婦間での暴力行為について身近な人から被害に関する相談を受けたり、当事者を知っていると答えた人の合計は14.6%に達しています。



あなたは夫婦間（内縁関係や事実婚、別居中の夫婦、恋人も含む）の暴力について見聞きしたことがありますか。

図 1.7 配偶者間暴力[†]の発生状況（平成 14 年度八戸市民の男女共同参画に関する意識調査）

また、職場やその他の場所でセクシュアル・ハラスメント[†]として問題になりそうな行為を受けたことがある人は39.2%に達しました。



あなたはこれまでに身近なところ（学校、職場、地域活動、家庭）で次のような性的な言動や行為で不快な思いをしたことがありますか。

図 1.8 セクシュアル・ハラスメントの[†]発生状況（平成 14 年度八戸市民の男女共同参画に関する意識調査）

第2章

施策の体系

2.1 施策の体系

基本目標	課題
あらゆる分野において男女が共同して参画できる機会の確保 (p28)	1 政策・方針決定過程における参画の多様化の促進 (p28)
	2 男女平等のための意識啓発の推進 (p29)
	3 さまざまな分野へチャレンジする意欲の促進への支援 (p30)
	4 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しに関する情報収集・検討 (p30)
性別による不合理な格差のない職業生活の確保 (p32)	1 労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保 (p32)
	2 多様な職業ニーズを踏まえた就業環境の整備 (p33)
	3 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備 (p34)
家庭生活・地域社会で男女が協力し合う環境整備 (p36)	1 家庭における男女間での協力促進 (p36)
	2 子育て支援策の充実 (p37)
	3 高齢者・障害者・外国人が安心して暮らせる環境の整備 (p38)
	4 地域活動及びボランティア活動の推進 (p39)
個人として重んぜられるべき人格の尊重 (p40)	1 男女間での暴力的行為を根絶するための基盤づくり (p40)
	2 男女がともに生涯を通じて営む健康づくりの促進 (p41)
	3 男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援 (p42)

施策の方向

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 市の施策・方針決定過程への男女共同参画の促進 (p29) 2) 市民・事業者等における取り組みへの支援と協力 (p29) 3) 状況の調査及び資料の収集と提供 (p29) |
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 市民・事業者等を対象とした広報・啓発活動 (p29) 2) 関連法令・制度等の周知活動 (p30) 3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供 (p30) |
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 身近なチャレンジ事例の情報収集・提供 (p30) 2) チャレンジ支援施策の周知・広報 (p30) |
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 各種施策が及ぼす影響についての調査・検討 (p31) 2) 意識・実態調査の実施 (p31) 3) 広報・啓発活動の充実・強化 (p31) |
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 男女の機会均等・待遇平等の推進 (p33) 2) 能力発揮のための支援 (p33) |
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 多様な就労形態に関する情報の収集・提供 (p34) 2) パートタイム労働・家内労働等の労働条件の向上 (p34) 3) 農林水産業・商工自営業における労働条件の整備 (p34) 4) 起業支援等雇用以外の労働への支援 (p34) |
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 子育て等を支援するための休暇・休業制度の導入促進 (p34) 2) 母性健康管理対策の促進 (p35) 3) 次世代育成支援対策の促進 (p35) |
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 家庭での男女協力のあり方についての情報収集・提供、啓発 (p37) 2) 男女間での家事の協力を促進する広報・啓発 (p37) |
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 保育サービス・放課後児童対策の一層の充実 (p37) 2) 良質な住環境の整備 (p37) 3) 安全な道路・交通環境の整備 (p38) 4) 安全・安心なまちづくりの推進 (p38) 5) ひとり親世帯への支援 (p38) |
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 高齢者・障害者の自立を支援する環境の整備 (p38) 2) 高齢者等への介護体制の整備 (p38) 3) 国際交流の推進 (p39) |
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 市民活動団体への支援 (p39) 2) ボランティア活動を促進する気運の醸成 (p39) 3) 地域活動への参加を促進するための広報・啓発活動の推進 (p39) |
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 暴力を予防し、容認しない地域づくりのための広報・啓発活動の推進 (p41) 2) 配偶者間等の暴力被害者に対する保護・自立支援 (p41) |
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 性差医療についての知識普及 (p41) 2) 病気の予防・早期発見につながる健康づくりの推進 (p41) 3) 健康をおびやかす諸問題についての対策の推進 (p42) |
| <ul style="list-style-type: none"> 1) 多様な選択を可能にする学校教育及び進路指導の推進 (p42) 2) 教職員に対する啓発活動の推進 (p42) 3) 生涯学習の促進 (p43) |

カッコ内は掲載しているページを示す。

第3章

施策の基本方向

3.1 あらゆる分野において男女が共同して参画できる機会の確保

男女共同参画社会を目指す八戸市においては、政策・方針決定過程への参画が極めて重要です。そしていろいろな市民の意見を反映させるため、さまざまな人たちが参画していることが必要です。市民の多様な意見が取り入れられなければ、これからの市民の要求が満たされていくことは到底不可能です。

この考え方は、企業や地域・学校・市民団体においても変わりません。構成員の多様な意思を公正に反映できることが民主主義の成熟を促すとともに、男女共同参画が求める機会の確保がこれからの男女共同参画社会の必要条件といえます。

こうした男女共同参画社会では、市民一人一人のレベルでの理解と協力が何よりも大切です。本市条例の理念を十分理解し、あらゆる分野において男女の扱いに偏りのない社会とするように心がけることが必要です。

課題

- 1) 政策・方針決定過程における参画の多様化の促進
- 2) 男女平等のための意識啓発の推進
- 3) さまざまな分野へチャレンジする意欲の促進への支援
- 4) 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しに関する情報収集・検討

【課題の目標値】

- 審議会等の男女構成比率において少ない方の割合が 30% を下回らないこと
- 審議会等の公募による委員比率が少なくとも 10% 以上になること
- 指導的立場の女性の比率[†]が少なくとも 30% 以上になること
- 八戸市男女共同参画基本条例[†]を制定したことを知っている人の割合が、20 歳以上の市民の 80% 以上になること

3.1.1 政策・方針決定過程における参画の多様化の促進

これからの施策・方針決定過程に求められるのは多様な意見の反映であり、このことを促進するため、市は、市政に関する審議会や委員会等の委員の選定において十分配慮するほか、委員にふさわしい人材の発掘や育成に努めるとともに、公募制の積極的導入や活用も進めていきます。

また、こうした取り組みを市民や事業者に対しても、地域活動や事業活動などとも共通することであることを広報・啓発していきます。

市の施策・方針決定過程への男女共同参画の促進

市では、女性委員の構成割合が低かったことから、女性の占める割合を 30% 以上とすることを目標としてきました。現在その割合は、ほぼ、目標に達しつつありますが、本当に大事なことは女性の割合というよりも、多様な意思を反映する参画のしくみづくりです。このため、委員にふさわしい知識と見識を持った人材の発掘・育成を進めるとともに公募制の積極的導入や活用などを通じて、審議会・委員会の活性化を図り、今後のまちづくりに一層皆さんの意見を反映できるようなしくみを確立していきます。

市民・事業者等における取り組みへの支援と協力

多様な意思の反映と参画等における多様化の確保は、国や地方公共団体にだけ求められるものではありません。企業等の事業活動や市民活動、地域活動などあらゆる場面で普及しなければならない事柄です。

このため、市民や事業者を対象に意識の啓発を図るとともに、こうしたことを実践する上での支援策等の周知を図っていきます。

状況の調査及び資料の収集と提供

政策・方針決定過程における参画等の多様化の促進については、その進捗状況について調査を実施し、その結果を公表していきます。

また、効果的な事例があった場合には、広く紹介して、その普及に努めます。

3.1.2 男女平等のための意識啓発の推進

男女共同参画の実現には、人々の意識の中にある固定的役割分担意識[†]が障害になっていると言われていています。この意識が人々の行動に影響を与え、職業の選択や生き方、何かにチャレンジする機会などに乗り越えられない制限を加えているのであれば、是正することが求められます。

男性も女性も家庭生活、社会生活をともに営む対等なパートナーとして認め合い、主体性を持った生き方ができることが男女共同参画社会です。そのためにも、一人一人の考え方に真の男女平等、個人の尊厳について深く根付くよう、意識啓発活動を積極的に実施するほか、男女平等実現のために制定された法令や制度の PR、さらに男女共同参画社会に関係する様々な情報を収集提供していきます。

市民・事業者等を対象とした広報・啓発活動

男女共同参画に関する認識を深め、男女が平等であること、個人の尊厳を重んじることが男女共同参画の根底です。男女共同参画推進月間[†]での推進事業のほか、様々な機会を

通じて意識啓発を進めていきます。

また、市単独だけでなく国や県その他関係団体等と連携しながら、時節に応じたPR活動を適宜実施します。

関連法令・制度等の周知活動

過去の男女に関する不平等の扱いを是正・解消するため、法令や制度などが定められ、整備されてきました。これらについて、理解しやすい形で広報し、その内容の周知に努めていきます。また、これらの法令・制度に抵触するような行為に遭ったときのための相談窓口や救済機関などの情報についても積極的に提供していきます。

男女共同参画に関する情報の収集・提供

男女共同参画は、広い分野に及びます。特に具体的な施策に男女共同参画の視点を盛り込む際には、客観的で正確な情報が必要です。種々の統計情報やマスコミ等から得られる資料等を収集し、施策の推進に役立てられるようにします。

3.1.3 さまざまな分野へチャレンジする意欲の促進への支援

誰でも意欲と能力を発揮できる社会が男女共同参画社会です。人それぞれ、新しい分野や職階などにチャレンジできることが求められます。また家事・育児・介護などで一旦離れた仕事などに再チャレンジする機会も必要です。しかし社会のいろいろなところで、「前例がない」とか「慣例による」などと、合理的な理由もなく制限されていることがあります。多くの人々が自分の意欲と能力を発揮することを妨げられない社会のあり方が望まれます。

身近なチャレンジ事例の情報収集・提供

いろいろな分野で男女が協力して成果を収めている事例について情報を集め、有効・有益なものを紹介します。

チャレンジ支援施策の周知・広報

国等ではさまざまなチャレンジのための支援事業を実施しています。これらを活用して、チャレンジする機会の促進を図ります。

3.1.4 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しに関する情報収集・検討

社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではありませんが、性別による区別を設けていない場合でも、現実にはどちらかに不都合になっていることが

少なくありません。男女共同参画社会の形成のために、求められる社会制度や慣行がどのようなものであるのか調査しながら、検討していく必要があります。

各種施策が及ぼす影響についての調査・検討

市が実施している施策が性別によって偏りがあり、そのことでどちらかの性に属する人が有利・不利に扱われることがあってはなりません。毎年事業を調査し、性別にかかわらず、扱いが男女平等の視点で中立であるよう心がけます。

意識・実態調査の実施

社会のしくみはその構成員全員にかかわる事柄です。そのために現行のしくみはどうなっているのか、そしてそのことをどう考えているのかを把握するために、必要に応じて意識・実態調査を実施し、施策に反映していきます。

広報・啓発活動の充実・強化

社会にとってよりよい制度や慣行について考え、改善できることは改善するという意識を持つことが大切です。そのための機会を提供するため、広報・啓発活動に力を入れています。

3.2 性別による不合理な格差のない職業生活の確保

就業は生活の経済的基盤であるとともに、働くことによって達成感が得られ、自己実現につながるものです。

働くことを選択した人が性別にかかわらずその能力を發揮できる社会づくりは、男女共同参画社会の実現にもつながる重要な意味を持つものです。そして昨今、少子化[†]が深刻な問題として取り上げられていますが、これによって懸念される労働力不足についても、多様な人材の活躍を促し、経済社会にも好影響をもたらすものと期待されます。

労働の場において、性別によって不合理な格差がなく、次世代を育成することに配慮がなされ、充実した職業生活を営むことができる環境が求められます。

そこで、性別にとらわれない個人の能力に基づく公平・透明な評価とともに、多様な働き方に応じた適正な処遇と労働条件が確保されることが必要です。雇用等の分野によって男女が均等な機会を得られ、意欲と能力に応じた均等な待遇を受けることができる状況を実現し、安心して働き生活できるような施策を推進します。

また、八戸市は「ゆとり創造都市[†]」を宣言しており、充実した自由な時間のもとで、ゆとりと潤いのある生活ができる都市を目指しています。豊かで人間性あふれる八戸市の建設のため、労働時間の適正化と生活環境の整備に努めていくことが今後とも必要です。

課題

- 1) 労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進
- 2) 多様な職業ニーズを踏まえた就業環境の整備
- 3) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

【課題の目標値】

- 市内でポジティブ・アクション[†]を実施している企業の割合が10%以上になること
- 市内の事業所の管理職についている男女の構成比率において少ない方の割合が15%を下回らないこと
- 市内の事業所で「次世代育成支援行動計画[†]」を策定している割合が10%以上になること

3.2.1 労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律[†]」(以下「男女雇用機会均等法」)によって、募集・採用、配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階で性別に基づく差別が禁止されたことを踏まえて、この法律の趣旨にのっとり男女の職場における機会均等・待遇平等が確保される就業環境の整備について、事業者への協力を要

請します。

また、働く個々人の能力が十分に発揮できるような職場環境のために、事業者の配慮を求めるほか、働く人たちの意識啓発も推進します。

男女の機会均等・待遇平等の推進

男女雇用機会均等法に基づき、性別による不合理な格差を生じさせないよう、事業者等へのPRを実施し、さらに積極的に格差の是正措置も行えることを周知します。

また、この法律に反して、待遇等で不合理な格差に遭った場合の相談窓口や救済機関の周知に努めます。

能力発揮のための支援

職業能力開発・向上のためのセミナーや研修などの情報を積極的に広報し、またこれらについての相談窓口等の周知に努めるほか、公共の職業訓練や自発的な能力開発についての情報の周知にも努めます。

育児や介護等で退職した人で、再度働く意欲のある人についての再就職を支援するため、相談窓口や能力開発セミナーなどの情報を提供する制度を紹介します。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント[†]を防止するため、事業主に対する男女雇用機会均等法の周知や相談窓口の情報提供を進めるとともに被害に遭った人の相談窓口や救済機関の情報提供を行います。

3.2.2 多様な職業ニーズを踏まえた就業環境の整備

人々が、その価値観やライフスタイル、家族の状況等に応じて、多様でかつ柔軟な働き方を選択することができることは、男女にかかわらず、個人の能力発揮の促進と次世代育成支援の観点から重要な課題です。

特に育児期に当たる場合には、本人に働く意思があるのならば、職業生活を完全に中断することなく、家族的責任との両立を図りながら働き続けることのできる短時間正社員や自分で勤務時間帯を選択できるフレックスタイム制などの就業形態を普及させていくことが求められます。

また、パートタイムやアルバイトなどの有期労働や家内労働については、待遇や社会保障制度の面で正社員より劣っている場合が多いので、雇用の安定を図る必要があります。

農林水産業や商工業などの自営業についても、地域振興や生活向上につながる経営能力の育成や経営への男女共同参画を促進するよう努めます。

さらに、チャレンジ支援として注目される起業支援にも充実を図るよう努めます。

多様な就労形態に関する情報の収集・提供

多様な意識を持つ個々の働く人が十分に意欲と能力を発揮できるようにするとともに、次代を支える人を育成することが大切であるという観点から、厚生労働省では、所定外労働の抑制、休暇の取得促進、労働時間規制にとらわれない働き方の実現、在宅勤務の推進などを推進することとしました（平成17年『厚生労働白書』）。このような政府の考えやこれに基づく実施企業の状況などの情報を収集し、事業主等へ積極的に周知を図ります。

パートタイム労働・家内労働等の労働条件の向上

パートタイム労働には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律[†]」が、家内労働には「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン[†]」が定められていますが、このような法令に関する情報をPRし、実際に働いたり雇ったりする際の注意を喚起するとともに、働いた結果が意に反している場合の相談窓口や救済機関の情報を周知に努めます。

農林水産業・商工自営業における労働条件の整備

農林水産業・商工自営業においては、公私の境があいまいであることが指摘され、しかも経済基盤が強くないためしわ寄せが家庭に及ぶことが少なくありません。

男女とも自ら経営者であるとの自覚の上で、経営への共同参画とそれに基づく経営力の向上を目指し、能力開発と意識啓発につながるようなセミナー等の情報を提供します。

起業支援等雇用以外の労働への支援

様々な分野で起業家が活躍することは、地域社会や経済の活性化につながります。しかしアイデアと意欲があっても事業経営の知識が不十分な場合も多いことから、起業支援策の充実を図ります。

3.2.3 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

少子高齢化、グローバル化、情報化、核家族化が進展している中で、男女が仕事と育児・介護等の家庭生活とのバランスを図りたいとの要求が高まっています。このような中で、これまでの仕事中心の働き方を見直すこと、育児・介護休業を取得しやすく、また職場復帰しやすい環境の整備を進めること、育児や介護をしている労働者が働きやすい環境を整えることが必要です。

子育て等を支援するための休暇・休業制度の導入促進

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」[†]（以下「育児・介護休業法」）の積極的な周知に努め、企業の制度としての定着を促進します。

また子育て中の勤務時間の短縮や時間外労働の免除などの制度について情報を提供し、企業への導入を促進します。

母性健康管理対策[†]の促進

職場において女性がその母性を尊重され、働きながら安心して子供を産めるよう、妊娠・出産を理由として雇用管理面で不利益な取り扱いを受けないよう、事業者に働きかけていきます。

次世代育成支援対策の促進

「次世代育成支援対策法」が施行され、従業員が300人を超える事業主は、この法律に沿った行動計画を策定しなければならなくなりました。また、従業員300人以下の事業主も策定するよう努めなければなりません。このことのPRを積極的に行い、さらなる育児支援策を企業がとるよう啓発を図ります。

3.3 家庭生活・地域社会で男女が協力し合う環境整備

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくには、仕事、家庭生活、地域活動のバランスをとることが重要です。男女が安心して家庭生活を送るために、家事や育児、介護など家庭の一員としての責任を果たしていく社会が大切です。

同様に地域社会においても、男女が一緒に参画していく環境を整えることが、地域社会に貢献し、豊かなものにしていくと期待できます。

働き方や家庭での家事分担などを見直し、職場・家庭・地域のバランスがとれたライフスタイルにすることが求められます。

そのためには、家庭内での男女協力の促進を図ることはもとより、住環境や交通機関等の整備を進めること、地域活動の担い手となる市民団体等の活動を促進すること、高齢者等が安心して暮らせるための制度の整備などが必要になります。

課題

- 1) 家庭における男女間の協力促進
- 2) 子育て支援策の充実
- 3) 高齢者・障害者・外国人が安心して暮らせる環境整備
- 4) 地域活動及びボランティア[†]活動の推進

【課題の目標値】

- 育児休業取得率が男性 10% 以上、女性 80% 以上となること
- 子どもの看護休暇制度、介護休暇制度の普及率が 25% 以上となること
- 育児のための短縮勤務等の制度の普及率が 25% 以上となること
- 町内会への加入率が 70% 以上となること

3.3.1 家庭における男女間の協力促進

これまで「男は仕事、女は家庭」というくりでの男女間の協力が当然だったようです。しかし現代は、男女の別なくライフスタイルは多様化しており、それに応じて家庭のあり方や生活様式も様々に変わっています。こうした中で、男女の一方に旧来の固定的な役割を強いるのは、それぞれの能力を十分に発揮できず、多様な選択を否定していることになりかねません。

家族みんながそれぞれ分担しながら支え合う家庭のあり方を求められます。

家庭での男女協力のあり方についての情報収集・提供、啓発

本来家庭は、それぞれの家族がそのあり方を模索ながら生活しています。しかし、その生き方しかないのか、もっと自分たちにあったライフスタイルはどうなるべきかについては自分たちで考えるだけでは、気づかないことが多いものです。こうしたことから、家庭生活に関するさまざまな調査や資料などからいろいろな家庭での暮らし方を紹介し、提供していきます。

また、講演会などを開催し、自分たちの生き方を考える機会を提供します。

男女間での家事協力を促進する広報・啓発

家庭における家事分担は、女性に集中する傾向が依然として強いようです。職に就いている女性にもそのことはあてはまり、女性の側には仕事に加え、家事の負担が集中していることが多いようです。今日の家庭では、家族の基本である「支え合う」ことが求められています。そうしたことから、八戸市男女共同参画基本条例[†]や宣言都市宣言文などの周知を図り、家庭での男女共同参画を進めるよう努めます。

3.3.2 子育て支援策の充実

子育ては、「子育ての社会化」と言われるように、社会全体での取り組みとして支援すべきとして、仕事と子育ての両立に伴う負担感などを緩和し、安心して子育てができるような環境整備を進めることが求められています。

市民の多様なニーズに対応した保育サービスの整備、子育てへの支援体制の充実など、子育てしやすい環境の整備にも努めます。

保育サービス・放課後児童対策の一層の充実

子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービスの充実に努めます。また、子育て家庭へのきめ細かな支援サービス・保育サービスの提供に努めるとともに、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成促進を図ります。さらに放課後や長期休暇の時に安心して遊べる「子供の居場所づくり」や地域で子供を育成する環境の整備にも努めます。

良質な住環境の確保

多子世帯が優先して市営住宅に入居できる制度を進めるほか、八戸市緑の基本計画[†]に沿った都市公園整備を進めます。また、心に潤いをもたらす、空気の浄化が期待できる緑化運動を促進します。

安全な道路・交通環境の整備

子供や妊婦、子連れの人、障害者や高齢者らが安心・安全に通行できる道路環境の整備に努めるほか、公共施設・交通機関等のバリアフリーに努めます。

安全・安心なまちづくりの推進

子供たちが犯罪に遭わないよう、安全に暮らせる地域社会の形成のため、街路灯・防犯灯の整備を進めるほか、都市公園の公園灯の整備を進めます。

ひとり親世帯への支援

父母どちらかが欠けている家庭では、経済的な安定に不安があったり、子育て等に困難な状況をともなう場合があるので、適切な制度に基づいた支援を進めます。

3.3.3 高齢者・障害者・外国人が安心して暮らせる条件の整備

高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女を単に支えられる側の立場にある者と位置付けるのではなく、他の世代とともに自立し、誇りを持って社会を支える重要な一員となっていただくことが必要です。

高齢期の男女や障害のある男女の社会参画の機会の拡大や高齢者を社会全体で支えていくための介護保険制度の適正な運用を進めるとともに、高齢者の経済的自立や安全・安心を確保し、年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと暮らせる社会を目指す必要があります。

当市に暮らす外国人も増え、国際化が進展する中、経済・教育・文化・芸術・スポーツ等を通じて交流が盛んになっています。多角的な価値観や文化を持つ人々との相互理解を深めるために、国際交流を推進することが必要です。

高齢者・障害者の自立を支援する環境の整備

高齢者が長年培った技能や経験をいかし、意欲と能力に応じて働きつづけられるように努めます。また、障害のある人となない人がともに生活し、活動できるノーマライゼーション[†]の理念に基づいた施策を推進します。

高齢者や障害者のニーズに対応した社会基盤の整備に努めます。

高齢者等への介護体制の整備

介護の負担を家族に集中することのないように、介護保険制度の着実な実施を進めます。また、介護サービスの質・量両面にわたる整備を一層進めるとともに、寝たきりにならないよう、自立した生活を送ることのできる支援を実施します。

国際交流の推進

市民はもちろん、在住外国人にとっても快適で安心して住める魅力のあるまちづくりが求められています。国際理解を進めるための市民レベルでの交流を進めるほか、相互理解のための交流の場を提供します。

3.3.4 地域活動及びボランティア活動の推進

男女がともに職業生活と家庭生活の両立を図りつつ、地域社会にも参加することができるようにするため、地域社会への男女の積極的な参画の促進を図ることが必要です。また、ボランティア[†]、NPO[†]などによる活動を通じて、各種の地域活動に積極的に参画できるように努めます。

市民活動への支援

市民活動が積極的に進められるように、情報交換の場や活動拠点を提供します。また、団体間の情報交換の場を提供することによって、団体間のネットワークの構築を促進します。

ボランティア[†]活動を促進する気運の醸成

ボランティア[†]活動を推進するための支援を進めます。

地域活動への参加を促進するための広報・啓発活動の推進

個人の知識や技能をいかせる活動に参加できるよう、団体に関する情報等を積極的に周知を図ります。

3.4 個人として重んぜられるべき人格の尊重

男女共同参画は、市民一人ひとりの個性と人格が尊重されることから始まります。

しかし、男女間での暴力行為や雇用の場でのセクシュアル・ハラスメント[†]など、個人の尊厳を傷つける行為が横行し、人権侵害が問題になっていることから、早急に暴力等を予防し、容認しない社会の実現が必要です。

また、男女間の身体的特徴を考慮しながら生涯を通じた健康を享受するために、性差医療[†]をはじめ、病気の予防、スポーツなどの健康づくりが大切です。

そして男女共同参画社会[†]の実現のためには、男女平等を正しく理解し、お互いを尊重し合い、お互い助け合いながら、個人の個性と能力を發揮できる状況であることが必要です。

そのためには、男女平等意識を涵養するための学習の場としては、学校教育や社会教育をはじめとする教育行政だけでなく、一般行政や民間との連携によって進めることも重要です。これらを踏まえ、地域社会が取り組む総合的な事業としての生涯学習として、人権尊重を基盤とした男女平等意識の形成促進を図ることが重要です。

課題

- 1) 男女間での暴力的行為を根絶するための基盤づくり
- 2) 男女がともに生涯を通じて営む健康づくりの促進
- 3) 男女平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援

【課題の目標値】

- 生涯学習の場において性別で大きな偏りのない参加率を目指すこと
- 基本健康診査の受診率が対象者の50%以上となること

3.4.1 男女間での暴力的行為を根絶するための基盤づくり

暴力行為は、刑法犯罪となる重大な人権侵害であり、決して許されないものであることを社会全体が認識することが必要です。しかし、従来配偶者間（内縁関係等を含む）等での暴力行為は、家族間あるいは家庭内の問題として矮小化されることがあり、男女間の暴力について社会の理解も不十分だったようです。

暴力的行為は、身体的強さや経済力の格差などを背景として、相手を従属的に扱うための強制力として振るわれることが多く、被害者に恐怖と不安、自信の喪失など招くことによって、自立した個人としてふるまうことができなくなります。

こうした暴力的行為を決して容認せず、社会全体がこれらを根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力的行為に応じた幅広い対応が求められます。

暴力等を予防し、容認しない地域づくりのための広報・啓発活動の推進

男女間の暴力をなくすため、児童から高齢者まで幅広く、暴力は犯罪行為であるとの認識を深める啓発活動を推進します。加害者には厳罰が下されること及び社会的に容認されるものではないこと、現在は、配偶者暴力防止法が制定されており、いろいろな行政機関がその防止と被害者救済を図ること周知します。

また、性的いやがらせも相手に対する人権侵害の一種です。地位や立場を利用しての性的関係を強要することや相手のいやがる言動は、人格を傷つけるばかりではなく、意欲を減退させ、組織としての損失を生じさせます。性的いやがらせの防止についても、積極的にPRしていきます。

配偶者間等の暴力被害者に対する保護・自立支援

不幸にも暴力被害者になってしまった人のために、相談窓口や救済機関などについての周知を図ります。特に、暴力行為による人権侵害として、適切な関係する行政機関等との連携を図りながら、被害者の救済に当たるよう努めます。

3.4.2 男女がともに生涯を通じて営む健康づくりの促進

男女が共にお互いの身体的特徴を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会[†]の前提です。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を知り、自らが健康づくりを進めることが必要です。特に女性は妊娠・出産の可能性を前提とした、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題もあることから、それに応じた体制も必要となります。

また、健康は単なる病気の治療だけでなく、平素の食生活・運動・病気予防などさまざまな側面を有しています。こうしたことから、人生の各ステージに応じた適切な健康の保持増進が必要です。

性差医療[†]についての知識普及

生涯を通じた健康の保持のためには、人生の各ステージにおいて男女それぞれに特有な疾病もあることから、自己検診や定期的受診などに関する情報を提供するとともに、的確な医療を受けるための知識の普及を図ります。

病気の予防・早期発見につながる健康づくりの推進

自己の健康を適切に管理・改善を学習する機会を積極的に提供します。また、身体的問題だけでなく心の悩みも安心して相談できる体制を整備します。

また、日常的なスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ指導者の養成・活用を図り

ます。

健康をおびやかす諸問題についての対策の推進

エイズ[†]・性感染症は、健康に甚大な影響をもたらすため、特にその予防についてPRに力をいれます。また、薬物の乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばみ、家庭の崩壊や犯罪の原因となる社会を揺るがしかねない行為であることから、その防止についての広報を積極的に推進します。

未成年者の飲酒予防や公共の場における受動喫煙防止などのPRにも努めます。

3.4.3 男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援

男女共同参画社会[†]を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい意識や自立の意識を有することが不可欠です。このような意識を涵養し、男女がともに個性と能力を発揮するためには、学校、地域、職場における教育・学習の果たす役割は大変重要です。

人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、学校、地域、職場などの相互の連携を図りながら、各人の個性と能力の発揮が大切であることを学ぶことが必要です。

また社会のあらゆる分野に男女が共同参画するためには、生涯学習の場を通じて学ぶことも必要であることから、多様な学習機会が確保され、その成果を十分に発揮できるような生涯学習を促進します。

多様な選択を可能にする学校教育並びに進路指導の推進

これからの社会を担う人間を育成する学校教育は、男女共同参画社会[†]を築く上で、特に大切なことです。

小・中学校教育では、学習指導要領[†]に基づき、発達段階に応じて、個人の尊厳と男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、各人の個性と能力の発揮に関する教育を進めるとともに、男女が共に、生き方、能力、適正を考え、自らの意思で主体的に進路を選択する能力を身に付けるように進路指導に努めます。

高校・大学等においては、男女共同参画の正確な理解の浸透を図り、男女共同参画社会の形成に参画する自覚を促すよう努めます。

教職員に対する啓発活動の推進

学校長をはじめとする教職員が、男女共同参画の理念を理解し、児童・生徒への指導において男女共同参画意識を高めることができるよう、研修や啓発を進めます。

生涯学習の推進

社会教育において、男女共同参画の意識を高められる学習の機会を提供します。

また、公民館講座や大学・高校等の公開講座等を利用して、男女共同参画の意識の涵養に努めます。

さらに放送大学[†]や独立行政法人女性教育会館[†]等を利用して男女共同参画に関してより高度な学習の機会があることをPRします。

第4章

計画の推進

4.1 計画を推進するための体制の整備・強化

今後さらなる事業の積極的な推進を図るために、体制を強化するとともに、他の機関や団体との連携を強化することが必要と思われます。

八戸市男女共同参画推進会議[†]の機能発揮

助役を会長、部長を委員とする推進会議、市民生活部次長を幹事長、関係課長を幹事とする幹事会が市の男女共同参画推進施策の重要な機関として設置されていますが、その機能を最大限発揮するよう努める必要があります。また、これまで以上に審議会やその他の市民の意見を推進会議に伝え、施策に反映されるよう努めることが必要です。

施策策定に当たっての影響を考慮した上での配慮

男女共同参画推進施策が有効に機能するよう、十分にその効果を見守る必要がありますが、その施策が男性女性どちらか一方に対して過度に優先あるいは不利益になるようなことがあってはならないよう、十分にその公平性について配慮する必要があります。

推進状況の把握とフィードバック

推進事業はできるだけ具体的な目標を設定し、推進を図ると同時に、その効果についても測定する必要があります。また、その効果を見極めながら、新たな施策の展開を考えるという常に振り返りながら次を見据えて推進することが必要です。

苦情・意見を処理する部門の設置

男女共同参画の推進は、制度や慣行についても配慮することとなっていますが、現在の不利益に対してだけでなく、施策の進め方についても苦情や意見が出てくる可能性があります。

そうしたことから、苦情や意見を処理する部門を整備することが、今後の推進体制にとって必要となります。

八戸市男女共同参画審議会[†]の機能発揮

八戸市男女共同参画審議会[†]は、有識者や関係団体、一般公募と多方面の方々に構成され、施策について意見等をいただいています。また、条例や基本計画の整備が進んできた今日、より具体的な課題や施策についての意見を述べていただくことも必要です。

他機関との連携強化（21世紀職業財団[†]、法務局人権擁護担当、人権擁護委員[†]、行政相談委員[†]等）

男女共同参画推進施策は、広範囲にわたり、市だけですべてを推進することは困難です。国や県の各機関等とも密接に連携して、効果的な施策を推進することが必要です。特に国や県の機関には、一定の強制力を持った権限が与えられていることもあり、効果的な

施策の推進が期待できます。

市民団体等との連携・協働のあり方

これからの施策の推進に当たっては、行政だけの力では十分な効果が期待できません。市民、事業者と行政が互いに連携して進めなければなりません。

特に力をつけつつある NPO などの市民団体は、これからの行政の連携相手としては非常に重要なパートナーとなっています。「協働」のあり方を含め、相互補完的な事業の進め方を研究する必要があります。

第 5 章

資料編

5.1 八戸市男女共同参画基本条例

〔平成13年9月27日〕
〔八戸市条例第37号〕

私たちの目指す21世紀の社会は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることのできる社会である。

八戸市においては、国際社会や国等の動向を踏まえつつ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は今なお根強くあり、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の急速な進展等により、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、これまでの枠組みでは対応しきれない新たな課題も生じてきている。

このような状況の中、市民一人ひとりのたゆまぬ努力と情熱により着実に発展を遂げてきた八戸市が、さらに豊かで活力ある都市として発展し続けるためには、男女が性別にとられず、社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、個性と能力を十分に発揮し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、その推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市を築くため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共

に責任を担うことをいう。

- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (3) 積極的格差改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の人権が尊重され、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保されなければならないこと。
- (2) 男女が社会における活動を選択することに対して、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が、影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならないこと。
- (3) 市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されなければならないこと。
- (4) 家族を構成する男女がその一員としての役割を果たし、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護をはじめとする家庭生活における活動とその他の社会生活における活動との両立ができるようされなければならないこと。
- (5) 男女が互いの身体の特徴について理解を深め、生涯を通じて健康な生活を営むこと並びに両性の合意の下に安心して妊娠及び出産ができることについて配慮されなければならないこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共同

して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、八戸市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第8条 市は、市民及び事業者が男女共同参画に対する理解を深めることができるよう、学校教育をはじめとするあらゆる機会を通じて、男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動への支援)

第9条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施のために、必要な調査研究を行うものとする。

(男女共同参画推進月間)

第12条 市は、市民及び事業者の間に広く男女共同参画の趣旨を周知するとともに、男女共同参画の推進への取組が積極的に行われるよう、重点的に啓発活動等を行う男女共同参画推進月間を設ける。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策

の実施状況を公表しなければならない。

(苦情等の処理)

第 14 条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民及び事業者からの苦情を適切に処理するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して市民及び事業者から相談の申し出があったときは、他の機関と連携し解決に努めるものとする。

(男女共同参画の推進の阻害要因となる行為の防止)

第 15 条 何人も、社会生活のあらゆる場において、男女共同参画の推進の阻害要因となるようなセクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)を行わないようしなければならない。

(公衆に提供する情報に関する留意)

第 16 条 何人も、公衆に情報を提供する場合においては、性別による差別的取扱い、固定的な役割分担等を連想させる表現を用いないよう努めなければならない。

(男女共同参画審議会)

第 17 条 男女共同参画の推進に資するため、八戸市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。ただし、第 4 号に掲げる者については、委員の総数の 10 分の 4 以内とする。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 事業者から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募に応じた者

5 前項の委員の定数は、15 人以内とする。

6 審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

(委任事項)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「開発審査会の委員」を「開発審査会の委員
男女共同参画審議会の委員」に
改める。

5.2 八戸市男女共同参画審議会規則

〔平成13年12月20日〕
〔八戸市規則第49号〕

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、八戸市男女共同参画基本条例(平成13年八戸市条例第37号)第17条第6項の規定に基づき、八戸市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会には、会長及び副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第5条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、男女参画国際課において処理する。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

5.3 八戸市男女共同参画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会に関する施策の総合的推進を図るため、八戸市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(職務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画社会に関する施策の総合的な計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画社会に関する施策の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員若干名で組織する。

- 2 会長は、助役を充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者を充てる。

(会長)

第4条 会長は、推進会議を総理し、会議の議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事会)

第6条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議の職務に関する具体的事項について、調査研究及び審議を行う。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事若干名で組織する。
- 4 幹事長は、市民生活部次長を充て、幹事は別表第2に掲げる職にある者を充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を総理し、会議の議長となる。
- 6 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長の指名する者がその職務を代理する。
- 7 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、男女参画国際課において処理する。

(その他)

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

別表第 1 (第 3 条関係)

収入役	南郷区長	総合政策部長	防災安全推進室長	総務部長	財政部長	産業振興部長	健康福祉部長	市民生活部長	環境部長	建設部長	都市開発部長	市民病院事務局長	交通部長	八戸消防本部消防長	教育長	教育部長
-----	------	--------	----------	------	------	--------	--------	--------	------	------	--------	----------	------	-----------	-----	------

別表第 2 (第 6 条関係)

南郷区企画総務課長	南郷区市民生活課長	南郷区健康福祉課長	南郷区農林課長	南郷区建設課長	行政改革推進課長	防災安全推進室参事	人事課長	商工労政課長	農業振興課長	水産振興課長	健康福祉政策室長	健康増進課長	介護保険課長	子ども家庭課長	男女参画国際課長	生活相談課長	環境政策課長	都市政策課長	市民病院管理課長	学校教育課長	社会教育課長	中央公民館長	総合教育センター所長	南郷区教育総務課長
-----------	-----------	-----------	---------	---------	----------	-----------	------	--------	--------	--------	----------	--------	--------	---------	----------	--------	--------	--------	----------	--------	--------	--------	------------	-----------

5.4 八戸市男女共同参画推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 「男女共同参画社会をめざすはちのへプラン」のより効果的な推進及び庁内における男女共同参画の推進を図るため、八戸市男女共同参画推進庁内委員会（以下「推進庁内委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 推進庁内委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 庁内における男女共同参画の意識改革及び環境整備に関すること。
- (2) その他男女共同参画の推進に関すること。

2 推進庁内委員会は、調査審議の結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 推進庁内委員会は、委員30人以内で組織する。

- 2 委員は職員のうちから市長が命ずる。
- 3 委員の任期は2年とする。

(委員長等)

第4条 推進庁内委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、推進庁内委員会を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 推進庁内委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第6条 推進庁内委員会の庶務は、男女参画国際課において処理する。

(委任事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進庁内委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年7月27日から実施する。
- 2 この要綱の実施後、最初に命ぜられる委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成13年8月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

男女共同参画社会をめざす はちのへプラン 推進体制

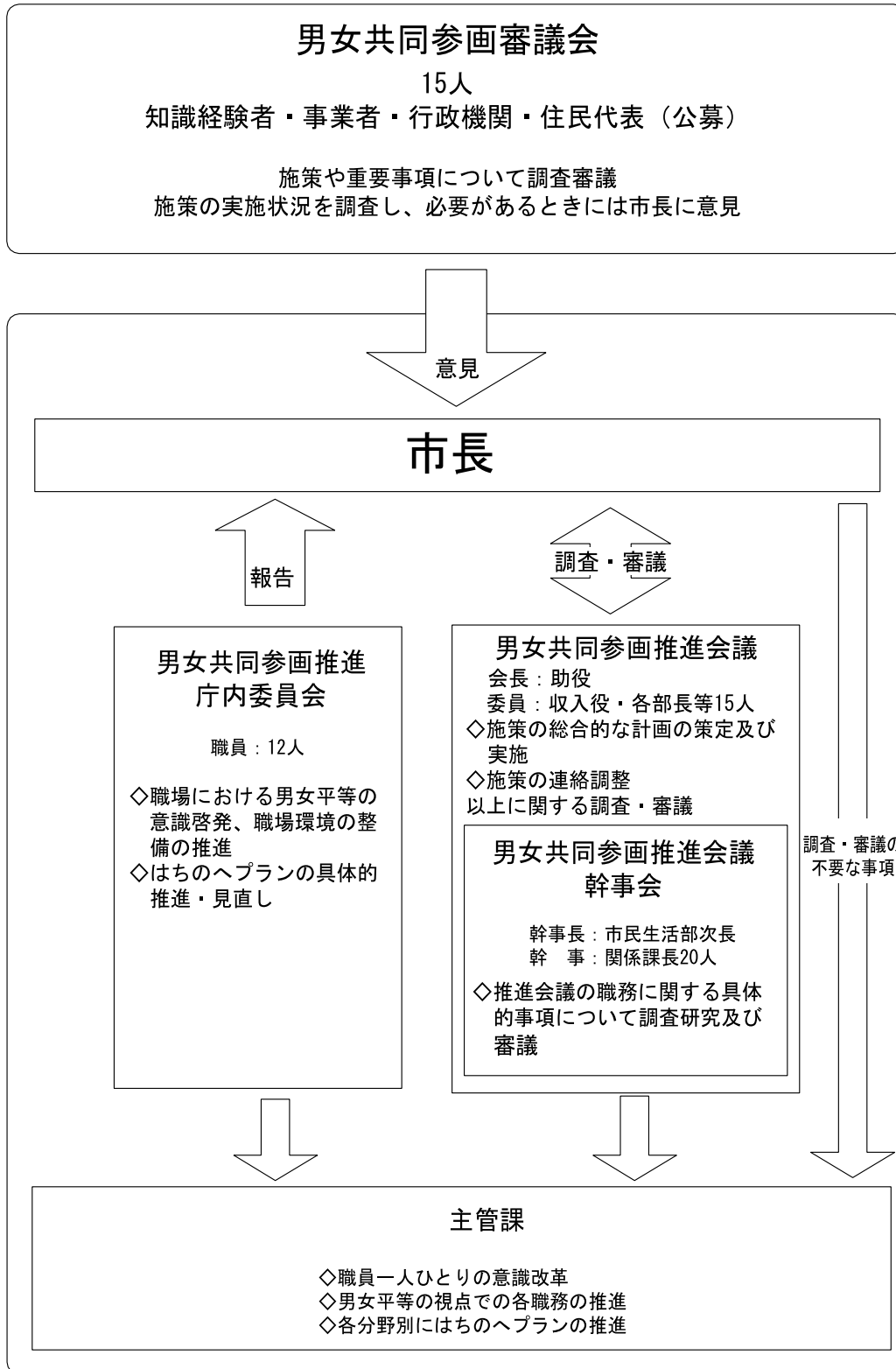


図 5.1 八戸市における男女共同参画施策の推進体制

5.5 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを

いう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理

念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（男女共同参画審議会）

第21条 総理府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 審議会は、前条に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第 22 条 審議会は、委員 25 人内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(委員)

第 23 条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第 24 条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力)

第 25 条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。2 審議会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 26 条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の人気は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての人気の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（総理府設置法の一部改正）

第4条 総理府設置法（昭和24年法律第127条）の一部を次のように改正する。

第4条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する男女共同参画基本計画の案を作成すること。

【国】男女共同参画基本計画（第2次）の体系

平成 17 年 12 月 27 日

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (2) 地方公共団体における取組の支援、協力要請
 - (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
 - (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
 - (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
 - (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実
 - (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
 - (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
 - (2) 母性健康管理対策[†]の推進
 - (3) 女性の能力発揮促進のための援助
 - (4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
 - (5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備
4. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
 - (1) あらゆる場における意識と行動の変革
 - (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (3) 女性の経済的地域の向上と就業条件・環境の整備
 - (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
 - (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
 - (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
 - (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
 - (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
 - (1) 高齢者の社会参画に対する支援
 - (2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
 - (3) 高齢期の所得保障
 - (4) 障害者の自立した生活の支援
 - (5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者等の保護等の推進
- (3) 性犯罪への対策の推進
- (4) 売買春への対策の推進
- (5) 人身取引への対策の推進
- (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (7) ストーカー行為等への対策の推進
8. 生涯を通じた女性の健康支援
 - (1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進
 - (2) 妊娠・出産等に関する健康支援
 - (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
9. メディアにおける男女共同参画の推進
 - (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
 - (2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進の促進
10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
 - (1) 男女平等を推進する教育・学習
 - (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - (1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
 - (2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
12. 新たな取組みを必要とする分野における男女共同参画の推進
 - (1) 科学技術
 - (2) 防災（災害復興を含む）
 - (3) 地域おこし、まちづくり、観光
 - (4) 環境

5.6 青森県男女共同参画推進条例

(平成13年7月4日青森県条例第50号)

私たちが目指す二十一世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた古からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを基本として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
- 三 その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第十条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第十一条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第十二条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第十三条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が男女共同参画の推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置

を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5.7 男女共同参画の推進に関する年表

年度	日本の動き	青森県の動き	八戸市の動き
3	「育児休業法」公布		教育委員会に「婦人青少年課」設置
4			「八戸市女性行政連絡協議会」設置 「婦人の生活に関する意識調査」実施
6	総理府「男女共同参画推進本部」、「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置		「女性青少年課」に改称 「八戸市女性懇談会」設置 「八戸市女性行動計画策定会議」設置
7	「育児・介護休業法」施行		
8	「男女共同参画 2000 年プラン」決定		はちのへプラン策定 はちのへプラン実施計画策定
9	「男女雇用機会均等法」改正 「婦人局」が「女性局」、「婦人少年室」が「女性少年室」に改称		
10			「八戸市女性懇談会」廃止し「八戸市男女共同参画社会推進懇話会」設置 男女共同参画に関するアンケート調査実施（庁内職員対象） 「男女共同参画社会を考える情報誌 With you」創刊
11	「男女共同参画社会基本法」公布・施行		企画部企画調整課に「男女共同参画室」設置 「八戸市男女共同参画推進庁内委員会」設置
12	「男女共同参画基本計画」閣議決定	「あおもり男女共同参画プラン 21」策定 「青森県男女共同参画課」に改称	「八戸市女性行政連絡協議会」を「男女共同推進会議」に名称変更 「八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」で女性委員の登用目標を 30 % 以上に定める 「八戸市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」制定 はちのへプランの目標達成年度を平成 17 年度に延長することを決定 懇話会が市長に「はちのへプラン」推進のための提言書を提出 「八戸市女性模擬議会」開催
13	「内閣府男女共同参画局」、「男女共同参画会議」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布（施行は 14 年 4 月）	「青森県男女共同参画センター・アピオ」開館 「青森県男女共同参画推進条例」公布・施行	八戸市男女共同参画推進庁内委員会が市長へ提言書「男女がともに働きやすい職場づくりをめざして」を提出 八戸市男女共同参画推進懇話会が市長に「条例に関する意見書」を提出 「男女共同参画都市宣言に関する決議」を可決 「八戸市男女共同参画基本条例」施行 「八戸市男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画都市宣言」実施 はちのへプラン実施計画改訂
14		「青森県青少年・男女共同参画課男女共同参画グループ」に組織改正 「あおもり男女共同参画プラン 21 改訂版」策定	機構改革により「生活環境部生活・交通安全課男女共同参画班」となる 「八戸市男女共同参画審議会」発足 「八戸市職員旧姓使用取扱要綱」制定 「八戸市民の男女共同参画に関する意識調査」実施
15	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定	「青森県男女共同参画推進本部」設置	機構改革により「市民生活部市民連携課男女共同参画グループ」となる 男女共同参画に関するアンケート調査実施（庁内職員対象） 「女性模擬議会」開催 男女共同参画推進庁内委員会が市長に提言書を提出
16	「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法公布		男女共同参画審議会が市長に提言書を提出 「男女共同参画社会を考える情報誌 With you」広報はちのへから独立し発行

5.8 用語集

この基本計画で使っている用語や男女共同参画を考える上で、参考になる言葉の意味をまとめました。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 いわゆる育児・介護休業法のこと。子どもの養育や家族の介護を行う労働者の仕事と家庭の両立を支援することによって、その雇用の継続や福祉を増進するとともに、経済及び社会の発展に資することを目的としている。育児休業は原則1歳未満の子どもを養育するため、介護休業は八日以後状態の家族を介護するために通算93日までの休業を認めるもの。

エイズ 後天性免疫不全症候群のこと。HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染することによって、健康な人では発症しない病原体に対して、抵抗力が働かなくなることによって発症する様々な病気の総称。HIVは性行為によっても感染することが分かっており、発症すると完治しない病気なので、感染防止に重点が置かれている。

NPO 英語 *Non Profit Organization* の頭文字をとった略語で、日本語に訳すと「非営利団体」「非営利組織」となる。主に個人の活動をさすボランティアと異なって組織や団体を指し、会の目的のために収益事業を実施したり、有給スタッフを配置している場合もある。

学習指導要領 文部科学省が定める教育課程の基準で、学校、学年ごとに授業科目にかかる時間数、指導する内容、特別活動など詳細に定めている。

行政相談委員 総務庁長官が委嘱する民間のボランティア。地域において行政に関する苦情やその他相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を無報酬で行っている。全国の市区町村に約5,000人が配置されている。行政相談委員は、自宅のほか、市役所などで定期的に相談に応じている。

国際婦人年 昭和47年（1972）の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50年（1975）を国際婦人年とすることが決定された。また、昭和51年～昭和60年（1976～1985）までの10年間を「国連婦人の十年」とした。

国内行動計画 昭和52年（1977）婦人問題推進本部が決定し、閣議決定された昭和61年（1986）までを対象とした我が国の婦人問題の課題及び施策の方向、目標を明らかにした基本的な計画。施策の基本的方向には、法制上の婦人の地位向上、男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加促進、母性の尊重及び健康の擁護、老後等における経済的安定の確保、国際協力の推進が挙げられた。

固定的役割分担 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であ

るにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 いわゆる「雇用機会均等法」のこと。雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保を図り、働く女性の就業環境を整えることを目的としている。募集・採用、配置・昇進、教育・訓練、福利厚生、定年・退職、解雇などあらゆる面で、合理的理由がある場合を除き、差別を禁止している。

在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン 情報通信機器を活用して、請負契約に基づいてサービスの提供を行う在宅形態での就労のうち、主として他のものが代わって行うことが容易なテープ起こしやデータ入力、ホームページ作成などを行うことを在宅ワークという。雇用労働者とは認めないが、注文者と在宅ワーカーとの間に紛争が起こることを未然に防止するため、契約を締結する際に守るべき最低限のルールとして策定したもの。契約条件の文書明示やその保存、契約条件の適正化などが守るべき事項となっている。

指導的立場の女性の比率 平成 2 年（1990）ナイロビ将来戦略勧告で「政府、政党、労働組合、職業団体、その他の代表団体は、それぞれ西暦 2000 年までに男女の平等参加を達成するため、指導的地位に就く婦人の割合を、1995 年までに少なくとも 30% にまで増やすという目標を目指し、それらの地位に婦人をつけるための募集及び訓練プログラムを定めるべきである」との数値目標を設定した。日本では平成 15 年度に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になるよう期待する。」との男女共同参画推進本部の決定に従い、国の政策・方針決定過程への女性の参画を進めている。

少子化 平成 15 年度における合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に平均何人子どもを産む結果になるかを算出したもの）は、八戸市は 1.44 で全国平均の 1.29、青森県の 1.35 を上回っているが、現人口を維持するための 2.08 を大幅に下回っている。こうした傾向は今後も続くと推定されており、労働力人口の減少や消費需要の減少に伴う経済成長の停滞、高齢者を支える現役世代の割合の低下に伴う負担の増加が懸念され、地域社会そのものへの影響も大きくなると予想される。

審議会等の公募による委員比率[†] 八戸市においては、八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱の第 4 条第 7 号において、「公募による選任を積極的に行い、その構成比率は 10 パーセント以上を目標とする。」となっており、数値目標を課している。

審議会等の女性比率 八戸市においては、八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱の第 4 条第 5 号において、「女性委員の構成比率は 30 パーセント以上を目標とし、その積極的選任に努める。」となっており、女性の比率に数値目標を課している。

新国内行動計画 昭和 61 年（1986）内閣総理大臣の私的諮問機関である婦人問題企画推

進有識者会議が地方公共団体や婦人団体の意見を参考にとりまとめた行動計画。男女共同参加型社会の形成を目指すことを総合目標に設定し、西暦2000年にむけての長期的施策を推進を目指し、基本的施策と具体的施策からなってる。基本的施策には、男女平等をめぐる意識改革、平等を基礎とした男女の共同参加、多様な選択を可能にする条件整備、老後生活等をめぐる婦人の福祉の確保、国際協力及び平和への貢献が挙げられた。平成3年(1991)ナイロビ将来戦略の成果等を踏まえ、第一次改定を行い、この中で「参加」を「参画」に、「婦人」を「女性」に表現を変えた。

次世代育成支援行動計画 次世代育成支援対策推進法により、地方公共団体や事業主が定めることとされている、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるための計画的な取り組みを定めたもの。八戸市は地方公共団体行動計画を平成16年度に、八戸市次世代育成支援行動計画策定委員会を設置して策定した。同委員会は知識経験者、保健利用関係者、福祉関係者等13人で構成。平成17年度から26年度までの10年間を計画期間とし、未来をになう子どもを育てるまちづくりを目指し、基本的な考え方として、子どもへの支援、親への支援、地域への支援を掲げている。また、事業主に求める行動計画は、労働者数301人以上の企業等に義務付けられる一般事業主行動計画と国や地方公共団体等が定めることとされている特定事業主行動計画がある。この計画は、労働者の仕事と家庭の両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組むために、計画期間、目標、その達成のための対策と実施時期を定めるものである。

女子差別撤廃条約 昭和59年(1979)第34回国連総会において採択され、昭和56年(1981)に発効した。平成16年(2004)3月26日現在の締約国数は177カ国。我が国は昭和55年(1980)に署名、昭和60年(1985)に批准した。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっている。

女性のチャレンジ支援 平成14年(2002)開催の男女共同参画会議において、内閣総理大臣から様々な分野における女性のチャレンジの促進について検討するよう指示があったことを受け、同会議では男女共同参画基本法第22条第3号に基づき調査審議を行い、平成15年(2003)に内閣総理大臣及び関係各大臣に対する意見(「女性のチャレンジ支援策について」)を決定した。この意見の中では、雇用、起業、NPO、農業、研究、各種団体、地域、行政、国際などの様々な分野において、意欲と能力のある女性が活躍できるよう、各分野ごとの支援策をまとめるとともに、積極的改善措置の推進、身近なチャレンジ事例の提示、チャレンジ支援のためのネットワーク形成、女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援等の重要性及び内容について言及している。また、〈1〉政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す

す「上」へのチャレンジ、〈2〉起業家、研究者・技術者など従来女性の少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、〈3〉子育てや介護などでいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」の3つに分け、これらを総合的に支援していくことの重要性や、仕事と子育ての両立支援を充実していくことの意義も述べられている。なお、女性のチャレンジ支援策の提言の中で特に重点的な取組として、次の3つの方策が示されている。(1)積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進で、2020年までに指導的地位に示す女性の割合が少なくとも30%になることを目指す。(2)身近なチャレンジモデルの提示で、一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージ、選択できるよう身近なチャレンジモデルを提示する。(3)チャレンジ支援のためのネットワーク環境の整備で、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジしたいときに必要な情報を効率的に得られるよう、情報のネットワーク環境を整備する。

人権擁護委員 法務大臣が委嘱した民間のボランティア。地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、現在、全国に約1万4,000人の委員が全国の各市町村に配置されている。職務としては、講演会や座談会を開催したり、法務局の人権相談所や自宅などで住民の皆さんからの人権相談を受けるなどの活動を行っている。

性差医療 様々な疾患の原因、治療法が男女で異なることが分かってきたことから始められた医療。例としては、狭心症について、男性は心臓表面の太い血管の流れが悪くなることによるものが多いが、女性は心筋の微小な血管の流れが悪くなることによるものが多いことが挙げられる。

政策・方針決定過程への参画 政策は国や地方公共団体が立案及び決定するもので、方針は民間団体が立案及び決定するもの。決定過程とは、政策・方針の案の検討の段階からその決定の段階までのすべてをさす。そして参画するということは、単に参加するだけではなく、実際に意見を述べるなど、主体的な参加姿勢を明確にすることである。

セクシュアル・ハラスメント 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。なお、「人事院規則10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義している。また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」(平成10年労働

省告示第20号)では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアルハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアルハラスメントと規定している。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 いわゆるパートタイム労働法のこと。パートで働く人の適正な労働条件の確保や教育訓練、福利厚生などの雇用管理の改善に関する措置などによって、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにして、短時間労働者の福祉増進を図ることを目的としている。具体的には労働者保護法令を守ること、就業の実態や正社員との均衡などを考慮して処遇することを求めている。

男女共同参画 2000年プラン 男女共同参画審議会がまとめた「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、平成8年に内閣総理大臣が策定した基本的施策の方向性をまとめたもの。施策の基本的方向に、男女共同参画を推進する社会システムの構築、職場、家庭、地域における男女共同参画の実現、女性の人権が推進・擁護される社会の形成、地球社会の「平等・開発・平和」への貢献が挙げられた。

男女共同参画基本計画 男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画の形成実現に向け、政府として取り組むべき施策を総合的、体系的に整備し、推進することを示した基本計画。平成8年(1996)に男女共同参画推進本部が決定した男女共同参画2000年プランの内容を基礎に、男女共同参画審議会の答申を踏まえて、平成12年(2000)に閣議決定された。施策の基本的方向は平成22年までを見通しているが、具体的施策は平成17年度までに実施することとなっている。内容は、基本的な考え方に加え、施策の基本的方向と具体的施策、計画の推進の3部で構成され、計画の中心となる施策の基本的方向には、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大など11項目が掲げられている。

男女共同参画局 平成13年(2001)の中央省庁等改革における内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とし、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整等を担う機関として、新たに内閣府が設置された。この内閣府で、国政上の重要課題の一つとして、「男女共同参画社会の形成の促進」の総合的な推進を担うこととされた。男女共同参画局は、男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、男女参画社会の形成の促進に関する事項についての企画立案、総合調整を行うほか、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づき施策を推進してゐる。

男女共同参画社会 平成10年(1998)に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画社会基本法について－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」で示された。男女平等を当然の前提とした上で、さらに男女が各人の個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障することを重要な基本理念とし、公的分野、

私的分野を問わず、あらゆる分野における女性の意思決定への参加、すなわち参画が極めて重要であり、この点を強調するために、法律の名称とするよう考慮を促した。それが尊重されて法律の名称となった。

男女共同参画社会基本法 平成 11 年（1999）に可決された男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを行うための法律。基本法は、国の重要な分野について基本方針を明らかにすることを主な内容としており、直接国民の権利義務に影響を及ぼす規定は盛り込まれていないが、対象となる分野においてはたの法律に優越する性格を持つものされている。なお主な基本法には、教育基本法、原子力基本法、災害対策基本法など 20 あまりしかない。

男女共同参画社会をめざすはちのへプラン 平成 8 年（1996）に八戸市が制定した男女共同参画を総合的・計画的に推進するために策定した基本計画。平成 7 年（1995）に市民と行政を委員とした八戸市女性行動計画策定会議を発足し、草案を作成した上で策定された。当時はまだ男女共同参画に関する法令が未整備ではあったが、豊かな住みよい八戸市をつくるためには男女共同参画社会の実現が必要であり、多くの課題が残されている男女平等の実現に焦点を当てられた。当初は、計画の目標年度を平成 12 年としていたが、目標年度を迎えても、なお課題が残っていたことから 5 年間延長し、平成 17 年度を目標年度とした。

男女共同参画審議会 平成 6 年（1994）に政令によって設立された諮問機関で、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的事項を調査審議し、及び当該諮問に関連する事項について、内閣総理大臣に意見を述べることを所掌とされた。なお、この審議会は平成 9 年（1997）までの時限措置であり、その年に新たに男女共同参画審議会設置法が公布・施行され、設置された。この審議会は、男女共同参画社会の形成の促進に資するために、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議することを所掌とされた。

男女共同参画推進月間 八戸市男女共同参画基本条例で定めたもので、市民及び事業者の間に広く男女共同参画の趣旨を周知するとともに、男女共同参画の推進への取り組みが積極的に行われるよう、重点的に啓発活動等を行うために設けられた。毎年 10 月が推進月間で、このときに合わせて市民のつどいなどの啓発事業を実施している。

男女共同参画推進本部 平成 6 年（1994）従来総理府に置かれていた婦人問題企画推進本部を改組し、内閣に置くこととし、本部員もそれまでの事務次官から閣僚に変更された。

男女共同参画都市宣言事業 平成 13 年（2001）10 月 31 日に八戸市が男女共同参画宣言を実施した。この事業は、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部、内閣府並びに八戸市が共催で実施したものであり、八戸市男女共同参画宣言都市奨励

事業実行委員会が実施主体となった。当日は、「はちのへ男女共同参画都市宣言」を市長と実行委員長が読み上げたほか、コンサート、記念講演、ゲスト対談、定型詩・シンボルマークコンクール、記念植樹、パネル展、各種 PR 活動などが併催された。当時、東北・北海道で条例制定と都市宣言の両方を実施した市町村は八戸市だけであり、先進事例として注目された。都市宣言文は表紙裏を参照。

男女共同参画都市宣言に関する決議 平成 13 年（2001）八戸市が男女共同参画都市宣言事業を実施するのに先立ち、同年 6 月議会において議員提出議案第 12 号で市議会が決議した。

男女共同参画都市宣言に関する決議

すべての人は平等な存在であり、性別にかかわらず、個人として尊重されなければならない。

また、少子・高齢化、情報化、国際化などが急速に進展する社会に対応し、豊かで活力あるまちを築いていくためには、男女が、性別にとらわれず、対等なパートナーとして、家庭や社会のあらゆる分野に、自らの意志で参画し、個性と能力を発揮し、喜びも責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現は欠かすことのできない要件である。

21 世紀を迎えた今、私たちは「一人ひとりが生き生きと暮らせるまち八戸市」を実現するため、「男女共同参画都市」として新たな一步を踏み出すことを宣言する。

以上、決議する。

平成 13 年 6 月 25 日

八 戸 市 議 会

独立行政法人国立女性教育会館 埼玉県嵐山町（らんざんまち）にある男女共同参画社会の形成を目指したナショナルセンターで、国内外の女性関連施設と連携している。研修・交流・調査研究・情報の 4 つの事業を年間を通して実施している。一般の人も研修や交流事業に参加することができ、男女共同参画普及のための人材育成や人材交流に寄与している。

ナイロビ将来戦略 国連婦人の十年の最終年にあたる昭和 60 年（1985）ケニアのナイロビで開催された国連婦人の 10 年ナイロビ世界会議において、西暦 2000 年に向けて各国が実情に応じて効果的措置を取る上でのガイドラインとなる戦略指針。

21 世紀職業財団 女性労働者、子の養育または家族の介護を行う労働者及び短時間労働者（以下「女性労働者等」という。）の能力の発揮のための雇用管理の改善、女性労働者等の職業生活と家庭生活との両立のための支援等の諸事業を行うことにより、企業における良好な雇用関係の確立及び女性労働者等の能力の有効発揮並びに福祉の増進を図るとともに経済社会の発展に寄与することを目的として、昭和 61 年（1986）の男女雇用機会均等法の施行を機に設立された。男女がともに誇りをもって職業に従事し、人間らしいゆとりある生活を享受し得るような雇用関係の確立と

福祉の増進のために、女性の能力発揮促進事業、短時間労働援助事業、両立支援事業など地域に密着した活動を行っている。

ノーマライゼーション かつては障害者は健常者と区別され、福祉施設での生活を送ることが一般的であったが、こうした状況を改める動き。障害者であろうと健常者であろうと、同じ条件で生活を送ることができる成熟した社会に改善していこうという営みで、障害者が障害がありながらも、普通の市民と同じ生活ができるような環境づくりをすること。

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律 平成 13 年(2001)に制定された、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための法律。配偶者には、現在婚姻している相手のほか、離婚した後や事実上婚姻関係にあったものも含み、暴力には身体に対する暴力、心身に有害な影響を及ぼす言動も対象となる。都道府県や市町村が設置する配偶者暴力支援センターで相談、カウンセリング、情報提供などを行うほか、警察で検挙、指導、警告など適切な措置を講ずることができる。また、必要な場合には裁判所が 6 か月の接近禁止命令や 2 か月の退去命令が出される。

配偶者間暴力 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。

八戸市女性行政連絡協議会 平成 4 年(1992)八戸市に設置した女性に関する施策を総合的に推進するために設置した機関。会長に助役、委員に収入役並びに各部長、自動車運送事業管理者、消防本部消防長、教育長、教育部長を充てた。また、協議会には幹事会をおき、幹事長には女性行政所掌次長、幹事に関係課長を充てた。職務は、女性に関する施策の総合的な計画の策定及び実施に関すること、女性に関する施策の連絡調整に関することとした。

八戸市女性行動計画策定会議 平成 7 年(1995)に、八戸市女性行動計画を策定するために設置した検討部会。市民代表者 8 人と行政代表者(課長級以上) 8 人で草案を検討した。平成 8 年度に男女平等に焦点を当て、リムな内容で八戸市独自の実効性のある行動計画「男女共同参画社会をめざすはちのへプラン」のもとをつくり上げた。

八戸市女性懇談会 平成 6 年(1994)女性に関する施策の企画及び推進に資するために設置した市長の私的諮問機関。知識経験者や各種団体、市議会議員、行政機関などから市長が委嘱し、定員は 15 人で任期は 2 年間。女性の社会的地位の向上に関する

ことや女性に関する施策の啓発及び推進に関することを調査審議し、その結果を市長に答申することを職務とした。

八戸市総合計画 八戸市が施策を総合的かつ計画的な行政運営をするために策定する基本構想。地方自治法で定められており、施策のビジョンを示している。計画期間ごとに策定され、現在の計画は第4次。

八戸市男女共同参画基本条例 平成13年(2001)9月に公布、10月に施行された八戸市における男女共同参画を推進するための自主制定条例。制定に当たって、市民からの意見を直接盛り込むことを目指し、広く市民に条例に対する意見を公募し、八戸市男女共同参画推進懇話会に設置した専門部会の条例策定委員会がそれらを整理・集約して条例案を策定した。男女共同参画を市民一人ひとりが生き生きと暮らせる八戸市を築くためであるとし、5つの基本理念を定めたほか、男女共同参画推進月間を定めた。

八戸市男女共同参画社会推進懇話会 平成10年(1998)に男女共同参画の推進を図るため、八戸市女性懇談会を廃止し、男女共同参画社会を目指すはちのへプランの推進と女性問題に関することを調査審議し、市長へ提言することを職務とした。組織については八戸市女性懇談会と同じ。

八戸市男女共同参画審議会 平成13年(2001)に八戸市男女共同参画基本条例が制定されたのを受けて設置された諮問機関。男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議し、市長へ意見を述べることを職務とする。組織は、知識経験のある者、事業者から推薦された者、関係行政機関の職員、公募に応じた者15人以内で組織する。

八戸市男女共同参画推進会議 平成12年(2000)八戸市女性行政連絡協議会を、国の機関の名称に準じて改称した。組織、職務等は八戸市女性行政連絡協議会をそのまま踏襲している。

八戸市男女共同参画推進庁内委員会 男女共同参画社会を目指すはちのへプランの効果的な推進を図るため、庁内において男女共同参画を正しく認識し、職場においてその視点を踏まえて事業を展開するため、庁内での問題等について調査・研究するための機関として設置したもの。委員は市長が任命し、任期は2年間。成果を提言書としてまとめ、市長に報告する。また、職員向けに男女共同参画に関する情報を発信する。

八戸市婦人の生活に関する意識調査 平成4年(1992)に実施した、八戸市における女性及び男性の婦人問題に関する意識の実態を把握し、その後の婦人問題行政の推進と男女平等をめぐる意識変革の基礎資料とするための全市的なアンケート調査。対象は、八戸市に住民登録している20歳以上の人から無作為に抽出した3,000人で、郵送によって調査書の配布、回収を行った。回収率は62.7%。調査項目に基本状況、社会参加・社会活動、男女平等、女性の就労、子育て、家事分担、老後、関心

度を盛り込んだ。

八戸市緑の基本計画 平成 15 年（2003）に策定された計画の一つで、自然環境を生かし、市民が真に豊かさを実感できる、潤いに満ちた、緑あふれる都市の実現を目指すもの。20 年後を見通し、水と緑の拠点、歴史と文化の拠点、水と緑のネットワーク、水と緑を育てるゾーン、水と緑を維持・保全するゾーンなどを緑の将来像としている。緑の確保目標量には、目標年次に都市公園面積の倍増を目指している。

八戸市民の男女共同参画に関する意識調査 平成 14 年（2002）に、男女共同参画社会の実現に向けて、地域の特性を生かした取り組みをしていくため、また男女共同参画社会に対する意識の高揚を図るために実施したアンケート調査。対象は、八戸市に住民登録している 20 歳以上の人から無作為に抽出した 3,000 人で、訪問により調査票を配布、郵送による回収を行った。調査項目には基本状況、男女平等意識、働くこと、家庭でのこと、学校教育、地域活動への参加、政策決定過程への参画、少子化、国の制度改正、異性に対する暴力等、市が進めるべき施策等を盛り込んだ。

婦人問題企画推進本部 昭和 50 年（1975）に、国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取り入れその他婦人に関する施策について、関係行政機関相互間の事務の密接な連携を図るとともに、総合的かつ効率的な対策を推進するため、設置されたもので、本部長を内閣総理大臣、副本部長を総理府総務長官、本部員に内閣官房副長官、総理府総務副長官、関係 9 省庁の事務次官で構成した。この機関は、平成 6 年（1994）の男女共同参画推進本部が設置するまで存続した。

放送大学 生涯学習の時代に即応し、テレビ・ラジオの専用の放送局を開設し、放送等を効果的に活用した新しい教育システムの大学教育を推進することにより、レベルの高い学習の機会を広く提供するとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的として設立されたもので、教養学部生活科学、産業・社会、人文・自然の 3 コースを設け、学生は全科履修生、選科履修生、科目履修生の 3 つから必要に応じた履修コースを選べる。八戸市には八戸地域地場産業振興センター（ユートリー）にサテライトスペースがあり、放送の再視聴や単位認定試験などに利用できる。

母性健康管理対策 職場において、女性が母性を尊重され、働きながら安心して子供を産むことができる環境を整備することが、女性の能力発揮に加え、生涯を通じた女性の健康確保の面からも重要な課題である。労働基準法で、妊産婦を対象とした産前産後休暇の取得や時間外・休日労働、深夜業などの制限、すべての女性を対象とした危険有害業務への就業制限などがある。

ボランティア 自発的に他社や社会への貢献活動を行うこと、またはそうした活動をする人のこと。自分の意思で、共に支えあいの精神で、金銭的な報酬を求めず、自らが何を求められているかを考えながら活動するのが原則。

ポジティブ・アクション ポジティブ・アクションは積極的改善措置のことで、様々な分

野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されてる。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。八戸市では、八戸市男女共同参画基本条例で市の責務に「積極的格差改善措置を含む」と規定している。事業の例としては、女性の附属機関等の委員を増やすため、女性のみを対象とした研修会を開催するなどしている。

ゆとり創造都市 八戸市は、平成2年(1990)に市議会の決議を経てゆとり創造都市宣言を実施した。この宣言は、市民が充実した自由な時間のもとで、ゆとりと潤いのある生活ができるようにすることは、人間性豊かな八戸を建設する上において極めて重要なことであるとし、我が国の労働時間の現状は、欧米先進諸国と比較して長く、そのことが豊かさを実感できない要因ともなっていることから、ゆとりと潤いのある都市建設のため、労働時間の短縮と生活環境等の整備に努めることを宣言した。

男女共同参画社会をめざす はちのへプラン 2006

八戸市市民生活部男女参画国際課男女共同参画グループ

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

TEL 0178-43-2111 内線 628・629

FAX 0178-47-0746

E-MAIL danjosankakukokusaika@city.hachinohe.aomori.jp

WEB ページ <http://www.city.hachinohe.aomori.jp>

平成 18 年 2 月 22 日策定

(平成 18 年 4 月 1 日付機構改革を反映して修正)